

災害用備蓄食料の無償配布（有効活用）について

日頃から横浜市の防災対策にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。
横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等、
防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1 お配りする備蓄食料

(1) 保存パン 20 食入り	1,100 箱 (22,000 食)	程度
(2) 水缶詰 24 本入り	3,200 箱 (76,800 本)	程度
(3) おかゆ 20 食入り	800 箱 (16,000 食)	程度
(4) クラッカー70 食入り	300 箱 (21,000 食)	程度
(5) スープ 45 食入り	900 箱 (40,500 食)	程度

【参考】

・保存パン

- ① 1箱当たりの食数：20食
- ② 賞味期限：2025年1月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：32cm×40cm×12cm／約2kg

・水缶詰

- ① 1箱当たりの本数：24本
- ② 賞味期限：2025年7月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：27cm×40cm×13cm／約8kg

・おかゆ

- ① 1箱当たりの食数：20食
- ② 賞味期限：2025年1月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：32cm×40cm×12cm／約5kg

・クラッカー

- ① 1箱当たりの食数：70食
- ② 賞味期限：2025年1月または2月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：26cm×50cm×37cm／約7kg

・スープ

- ① 1箱当たりの食数：45食
- ② 賞味期限：2025年7月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：21cm×29cm×24cm／約1kg

2 対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申し込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

3 申込方法

(1) 申込期間

令和6年9月25日（水）から令和6年10月15日（火）まで

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』によりお申込みをお願いします。案内チラシに掲載されている URL または二次元コードよりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。

4 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、令和6年10月31日（木）午前9時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。

5 配布日時及び引渡場所

配布日は、令和6年11月20日、21日、22日、25日、26日の5日間です。時間帯としては、各日10:00～11:30、及び14:00～15:30にお配りします。

配布場所として、方面別備蓄庫や各区役所で引き渡しをします。配布場所は、申込団体の所在地によってあらかじめ決まっておりますので、ご注意ください。

なお、各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイトに掲載します。

6 注意事項

- (1) 申込みは1種類のみとし、水缶詰、おかゆ、スープは最大15箱まで、保存パン、クラッカーは最大5箱までとします。
- (2) 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- (3) 備蓄品の配送は行っていませんので、引渡場所までお越しいただきますようお願いいたします。
- (4) 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- (5) 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
- (6) 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申込いただいた各団体様で処分をお願いいたします。
- (7) お申込みいただいた内容は、配布に向けた準備のため各区役所の総務課へ共有します。

担当：総務局地域防災課

避難支援担当 森崎、福田

Tel671-2011

災害用備蓄食料を 無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1 お配りする備蓄食料

※ 申込みは1種類のみとし、水缶詰、おかゆ、スープは最大15箱まで、保存パン、クラッカーは最大5箱まで申込可能です。

① 保存パン 1,100箱 (22,000食) 程度

- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2025年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
32cm×40cm×12cm／約2kg



② 水缶詰 3,200箱 (76,800本) 程度

- ・ 1箱当たりの本数：24本
- ・ 賞味期限：2025年7月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
27cm×40cm×13cm／約8kg



③ おかゆ 800箱 (16,000食) 程度

- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2025年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
32cm×40cm×12cm／約5kg



④ クラッカー 300箱 (21,000食) 程度

- ・ 1箱当たりの食数：70食
- ・ 賞味期限：2025年1月または2月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
26cm×50cm×37cm／約7kg



⑤ スープ 900箱 (40,500食) 程度

- ・ 1箱当たりの食数：45食
(卵、オニオン、みそ汁 各15食)
- ・ 賞味期限：2025年7月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
21cm×29cm×24cm／約1kg



2 配布対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申し込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

3 申込み・申込結果について

(1) 申込期間

令和6年9月25日（水）～令和6年10月15日（火）

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』によりお申込みをお願いします。下記の【URL】または【二次元コード】よりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。申込締切後、抽選結果を公表しますので、当選・落選の確認をお願いします。詳細は「(3) 抽選結果の公表」をご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/0df28285-3ca1-40ec-a9c3-51659bfb768a/start>

【二次元コード】



横浜市 無償配布

検索

申請の完了 サンプル

令和6年度 災害用備蓄食料の無償配布
申込受付フォーム

申込を受け付けました。

【必ずご確認ください】
以下に表示されている「申込番号」は、抽選結果の確認の際に必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。
このページを閉じてしまうと、後から「申込番号」の確認はできなくなってしまうので、ご注意ください。

申込番号
12345678

【必ずご確認ください】

申請完了後の画面に表示される8ケタの「**申込番号**」は、申込みの**抽選結果の確認に必要となります。「申込番号」は後から確認ができませんので、必ず控えていただきますようお願いいたします。**（右の画面が表示されます）

(3) 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）については、**令和6年10月31日（木）午前9時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。**

抽選結果の確認には、申込が完了した際に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。

ウェブサイトには、以下の【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/bichikuhin/yukoukatuyo.html>



4 備蓄食料の配布日時・配布場所

(1) 配布日時

以下の日時で配布を行います。『横浜市電子申請・届出サービス』でのお申込みの際に、次の①～⑩の候補のうち、第3希望までお選びください。

①	令和6年11月20日（水）	10：00～11：30
②	令和6年11月20日（水）	14：00～15：30
③	令和6年11月21日（木）	10：00～11：30
④	令和6年11月21日（木）	14：00～15：30
⑤	令和6年11月22日（金）	10：00～11：30
⑥	令和6年11月22日（金）	14：00～15：30
⑦	令和6年11月25日（月）	10：00～11：30
⑧	令和6年11月25日（月）	14：00～15：30
⑨	令和6年11月26日（火）	10：00～11：30
⑩	令和6年11月26日（火）	14：00～15：30

(2) 配布場所

配布場所は、申込団体の所在地によってあらかじめ決まっておりますので、ご注意ください。

各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイト[※]に掲載しておりますので、ご確認ください。

※前項「(3) 抽選結果の公表」に掲載した【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

団体の所在地	配布場所	住所
鶴見区 神奈川区	入船方面別備蓄庫	横浜市鶴見区弁天町3-1
西区 中区	西区中央方面別備蓄庫	横浜市西区中央1-18
南区 港南区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
保土ヶ谷区 旭区	保土ヶ谷区役所	横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9
磯子区 金沢区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
港北区	港北区役所	横浜市港北区大豆戸町26-1
緑区	緑区役所	横浜市緑区寺山町118
青葉区	青葉区役所	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4
都筑区	都筑区役所	横浜市都筑区茅ヶ崎南32-1
戸塚区	戸塚区役所	横浜市戸塚区戸塚町16-17
栄区	栄区役所	横浜市栄区桂町303-19
泉区	泉区役所	横浜市泉区和泉中央北5-1-1
瀬谷区	瀬谷区役所	横浜市瀬谷区二ツ橋町190

5 注意事項

- ア 申込みは1種類のみとし、水缶詰、おかゆ、スープは最大15箱まで、保存パン、クラッカーは最大5箱までとします。
- イ 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- ウ 備蓄品の配送は行っていませんので、引渡場所までお越しいただきますようお願いいたします。
- エ 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- オ 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
- カ 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申しいただいた各団体様で処分をお願いします。
- キ お申込みいただいた内容は、配布に向けた準備のため各区役所の総務課へ共有します。

6 問合せ先

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 (電話) 045-671-2011

「横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）の改定」 改定素案の説明会開催等について【情報提供】

1 趣旨

本市では、都市づくりの方針である「横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）※」について、現行プランが令和 7 年に目標年次を迎えることから、現在、令和 7 年度の改定を目指して検討を進めています。

このたび、改定素案を作成しましたので、説明会等を実施します。

※：横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）

- ・市町村の都市計画の基本方針
- ・市民や企業等の皆様のまちづくりへの参画を促し、協働でまちづくりを進めるためのツール

2 お願いしたいこと

9 月下旬以降、説明会の概要等を掲載したリーフレット（添付資料）について、以下のとおり配布等を行いますので、ご承知おきください。

3 リーフレットの主な内容

- ・改定素案の概要について . . . P2～5
- ・改定素案の閲覧・パブリックコメント等について . . . P6
- ・改定素案の説明会（会場、日程等）について . . . P7

4 リーフレットの配布等について（予定）

- ①市庁舎 29 階（都市整備局企画課）、市庁舎 3 階（市民情報センター）
各区役所（区政推進課）、横浜市ホームページ掲載 . . . 9 月下旬より配架・掲載
- ②PR ボックス . . . 9 月下旬より順次配架

【担 当】都市整備局企画課 石川、東
【連絡先】671-3749

案

横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）

素案説明会・パブリックコメント実施のお知らせ





「横浜市都市計画マスタープラン」とは？

2040年の横浜の姿

を描く、
都市計画に関する基本的な方針

改定のポイント

将来の都市像

1 横浜が率先して脱炭素社会を実現する

脱炭素への意識や行動を横浜から変えていく。
2050年の脱炭素化に向けて、都市づくり全般において脱炭素社会の実現に資する取組をより一層推進します。

2 各地域の魅力高め、子育てしたいまちを実現する

緑豊かな住宅地、横浜らしさを象徴する水際線、活気あふれる商店街、地域の歴史を伝える古民家。18区の個性が集まる横浜の魅力さをさらに高め、広く発信していく。横浜の多様な魅力をさらに高めることで子育て世代をはじめ、あらゆる世代が成長と豊かさを感じられるまちづくりに取り組みます。

都市づくりのテーマと方針

3 身近でわかりやすい5つのテーマで構成

市民や企業の皆様が2040年の横浜のありたい姿を自分事としてイメージしていく。協働で都市づくりを進めていくツールとするため、市民生活や企業活動に身近でわかりやすい【経済・暮らし・にぎわい・環境・安全安心】という、5つのテーマで新たに構成します。

実現に向けて

4 適切な規制緩和などにより投資を積極的に呼び込む

時代や社会のニーズを捉え、都市をアップデートし続けていく。持続的な成長を促していくため、適切な規制緩和などにより都市づくりの投資を積極的に呼び込みます。

5 公共空間の柔軟な利活用によりまちを使いこなす

市民や企業の皆様がまちを使いこなす、新たな価値を生み出していく。市民や企業の皆様の優れた取組やアイデアを実現するため、公共空間などを柔軟に利活用していきます。

都市づくりの基本理念

未来をひらく 次世代に誇れる都市づくり

幸福な市民生活の実現、企業活動による持続的な経済成長を、
豊かな自然環境と共生しながら支えていく都市

都市構造図



1 経済

1 産業の拠点づくりとブランド強化

- 都心部での地域特性を生かした業務機能の強化 ● 国際競争力の強化に向けた産業機能の強化
- 産業エリアのまちづくりと連動したブランディング
- 今後重要性の高まる分野を見据えた産業育成

2 革新(イノベーション)と創造(クリエイション)の創出

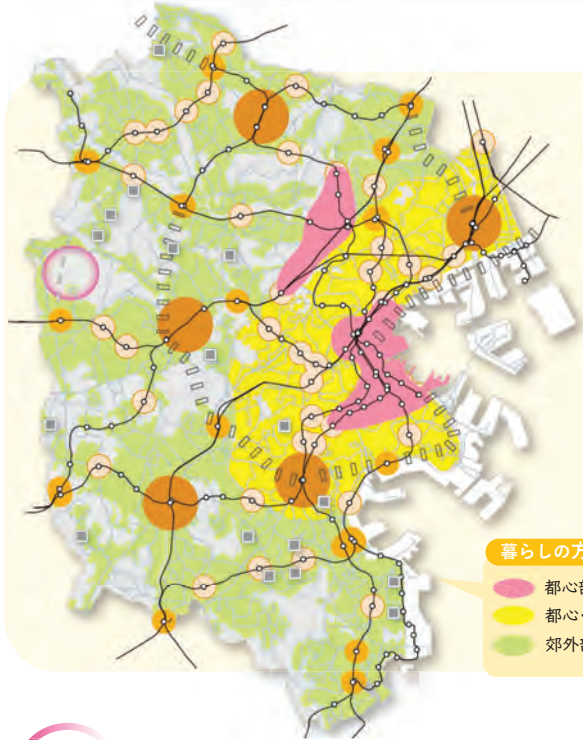
- 脱炭素等の社会課題の解決や先端技術の研究開発の促進
- 更なる企業集積と合わせたオープンイノベーションの場と機会の創出
- 創造や出会いの場となる環境整備
- 地域経済の循環を促す身近な働く場の創出
- キャンパスや周辺地域の特性を踏まえた、大学とまちとの連携強化
- 大学等の再投資や機能強化の推進

3 ネットワークの強化と戦略的な土地利用

- 着実な基盤の整備・保全によるネットワーク形成・強化・維持
- 道路や鉄道などの立地ポテンシャルを生かした戦略的な土地利用

経済の方針図

- 都心部
- 臨海部
- 内陸工業集積地域
- 郊外部の活性化拠点
- 主要駅
- 大学
- 鉄道
- 高速道路
- 幹線道路



暮らしの方針図

- 都心部
- 都心・臨海周辺部
- 郊外部
- 地域拠点
- 交通結節機能の高い拠点駅
- 利便性の高い鉄道駅
- 郊外部の活性化拠点
- 郊外大規模団地
- バス
- 鉄道(供用中)
- 鉄道(構想中)

2 暮らし

1 多様な暮らしかた・働きかたの実現

- 多様な機能の充実 ● 適正な高度利用や用途の誘導などによる、
- 新たな図書館像の実現 ● 地域特性に応じた住環境の整備

2 みんなが活躍できる場と機会の創出

- 暮らしに身近なオープンスペースの柔軟な利活用
- 質の高いリノベーションやコンバージョンの誘導
- 地域活力の再生につながる総合的な空家等対策の推進
- 郊外大規模団地や郊外住宅地の再生 ● 地域活動の拠点づくりの推進

3 きめ細かな移動手段の導入等によるアクセス向上

- 持続可能な地域交通の実現 ● 多様な移動手段に対応した通行環境整備
- 地域情報等へのアクセス環境の充実

3 にぎわい

1 国内外の来街者を惹きつける、にぎわい拠点の形成

- 横浜都心及び新横浜都心での商業・文化・娯楽・観光機能の更なる集積
- 土地利用転換等を契機とした拠点の形成
- 国際都市として多くの人を惹きつける、多様なコンテンツと連携した更なるにぎわいの場づくり

2 市民の愛着を育む、地域のにぎわいづくり

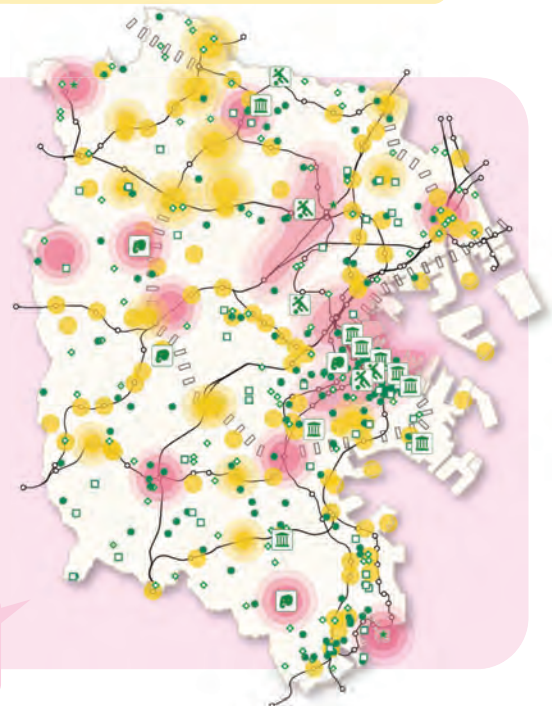
- 地域ごとの資産・個性を生かしたにぎわいの創出や地域活力の向上
- 既存ストックを利用した地域の交流・にぎわいの場づくり
- 文化芸術による都市空間の創造的な活用

3 ワクワクが途切れない、快適な滞在空間・移動環境づくり

- 地域住民や来街者一人ひとりのニーズに対応する更なる回遊性・移動環境の向上
- 公共空間の積極的な利活用 ● 夜も朝も楽しめる環境づくり
- 地域のブランド形成による交流人口や関係人口の拡大

にぎわいの方針図

- にぎわいの核
- 地域らしい広がりを持ったにぎわい
- 地域固有のにぎわい
- 動物園
- 代表的な公園
- 集客施設
- 大規模スポーツ施設
- 美術館・博物館
- 歴史的な建造物等
- ヨコハマ市民まち普請事業

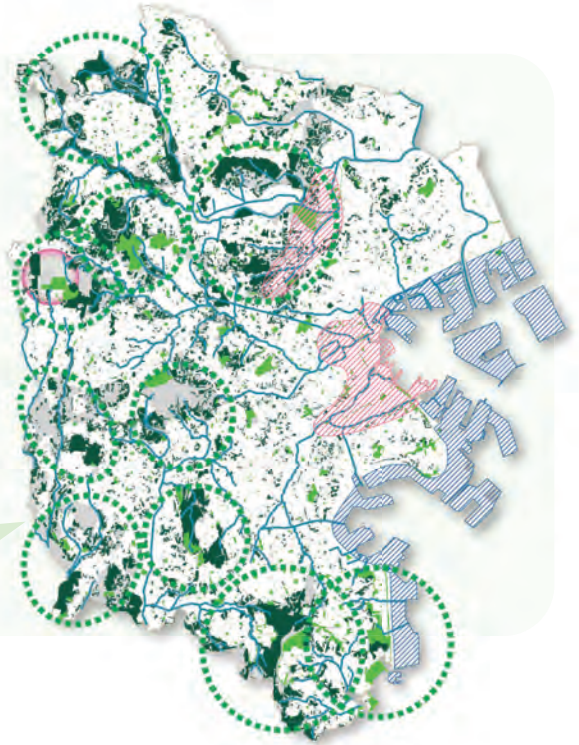


4 環境

- 1 自然を身近に実感できるまちづくり
 - 海や河川、公園等、水・緑を身近に感じ、地域を活性化するための新たな交流や潤いが生まれるまちづくりの推進
 - 潤いや安らぎを身近に感じられる都市景観の形成
- 2 水・緑の魅力を高めるまちづくり
 - 地域の魅力が生きて多様な豊かな自然的環境や景観の保全・創出
 - 多様な生き物が生育・生息できる環境の形成
 - 都市と農・緑が共生するまちづくりの推進
- 3 持続可能な未来と豊かな生活につながる、気候変動への対応
 - 日本をリードする脱炭素化に向けた、建築・まちづくりの推進
 - 環境負荷の低減につながる交通インフラ等の形成
 - 気候変動への適応策の推進
 - 循環型の都市環境の構築
 - 環境課題や社会課題の解決に向けた取組の推進

環境の方針図

- 緑の10大拠点
- 樹林地・農地・緑等
- 都市公園
- 郊外部の活性化拠点
- 都心部
- 臨海部
- 河川



5 安全安心

- 1 まちの特性に応じた災害への備え
 - 地域の個性や立地条件を踏まえた地震や火災への対策
 - 気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害への対策
 - 都市における多様な災害への対策
 - 災害リスクの低減に向けた土地利用の誘導と安全な市街地の形成
- 2 災害時の都市機能の確保と円滑な復興
 - インフラの強靭化や広域的な防災拠点の整備
 - 安全な避難先や避難路の確保
 - 円滑な復興まちづくりにつながる市民の意識醸成やまちづくり活動の推進
- 3 日常から「もしも」に備えるまちづくり
 - 自助・共助の体制強化
 - 日常の取組が災害時にも生きるフェーズフリーなまちづくり

安全安心の方針図

- 土砂災害により、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域
- 地震火災の広がるおそれの高い区域
- 臨海部
- 緊急輸送路(1次)
- 緊急輸送路(2次)
- 主要駅
- 都市機能が集中している区域
- 広域防災拠点
- 主な広域応援活動拠点

実現に向けて

- 目指すべき都市像の実現にあたり、次の手法や視点を重視しながら、都市づくりを推進していきます。

1



多様な主体との連携

2



デジタル技術の活用

3



都市のデザイン

4

土地利用制度の戦略的な活用

土地利用に関する規制を緩和・見直すことで、民間企業の技術力や経営能力、資金力を最大限に生かせる環境を創り出します。

戦略的な活用のイメージ (参考)

- 業務・商業機能の集積に向けた高度利用の誘導
- 研究開発環境の整備につながる用途規制の見直し
- 郊外部等の主要駅周辺への居住誘導
- 脱炭素のまちづくりに向けた土地利用誘導
- 都心機能強化につながる居住機能の立地誘導
- 大学の機能強化に向けた土地利用誘導
- 都市機能と農業機能を強化する土地利用誘導等



改定素案の「パブリックコメントの実施等」について



令和5年 横浜市都市計画審議会より「改定の基本的考え方」についての答申を受領

今回お知らせする内容

令和6年 都市計画マスタープラン改定素案
10月1日～31日 閲覧・パブリックコメント 実施 (p6)



令和6年 都市計画マスタープラン改定素案
10月14日～21日 説明会開催 (p7)



パブリックコメントでいただいたご意見の内容
及びそれに対する本市の考え方の公表 (12月頃公表予定)

案の閲覧及び意見書の受付

横浜市都市計画審議会、都市計画マスタープランの公表 (※令和7年度公表予定)



素案の説明動画・素案の閲覧方法



都市計画マスタープラン改定素案の

説明動画を配信します。

● 説明動画はこちらから (※説明会と同様の内容です)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kan-kyo/toshiseibi/sogotyousei/plan/kaiteikentou.html#douga>



○ 素案の閲覧はこちらから

オンライン

次のURL、二次元コードからご確認くださいませ。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kan-kyo/toshiseibi/sogotyousei/plan/kaiteikentou.html#soan>



紙面での閲覧場所

横浜市庁舎	① 3階 (市民情報センター) ② 29階 (都市整備局企画課)
各区役所	広報相談係
素案説明会会場	※素案説明会開催時のみご確認ください。 場所・時間は次ページ「素案説明会会場」をご確認ください。

素案に対する意見の提出方法

提出期間

令和6年10月1日 (火) から令和6年10月31日 (木) まで

● オンライン【推奨】 (横浜市電子申請・届出システム)

次のURL、二次元コードからオンライン入力フォーム (横浜市電子申請・届出システム) へアクセスいただき、ご提出ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/a50bfe11-fe59-4c45-8854-dcdaf26d3684/start>



○ その他の提出方法

電子メール	tb-toshimas@city.yokohama.jp
郵便	次ページのはがきを切り取ってお送りください。切手は不要です。(当日消印有効)
FAX	045-664-4539

意見提出の注意事項

- ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭でのご意見はお受けできません。
- いただいたご意見は、個人情報を除き、本市の考え方と合わせて後日公表します。個別の回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。
- ご意見に付記いただいた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、本パブリックコメントに関する業務にのみ利用します。

説明会の開催について



会場・開催日時

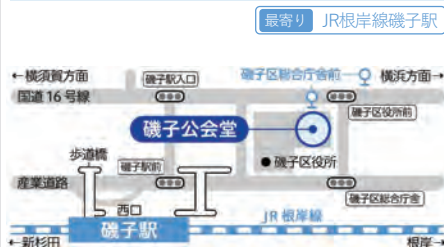
旭公会堂 旭区鶴ヶ峰1-4-12

令和6年10月14日(月・祝) 14時開始



磯子公会堂 磯子区磯子3-5-1

令和6年10月15日(火) 19時開始



手話通訳について

- 各会場では、アプリを使用し、発言をリアルタイムで文字表示しますが、手話通訳をご希望の方は各説明会開催日の2週間前までに横浜市電子申請・届出システムから申請、メール、若しくはFAXでのご連絡をお願いします。

オンライン

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/57931e74-d8d2-4472-bc95-239765977c6f/start>



メール tb-toshimas@city.yokohama.jp

FAX 045-664-4539

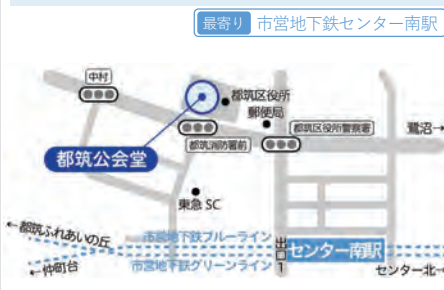
開港記念会館 中区本町1-6

令和6年10月16日(水) 19時開始



都筑公会堂 都筑区茅ヶ崎中央32-1

令和6年10月17日(木) 19時開始



※各会場駐車場のご用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※開場時間は開始時刻の30分前です。ご予約は不要ですので、直接会場へお越しください。

オープンハウス形式

横浜市庁舎 1階市民協働スペース

中区本町6-50-10

令和6年10月21日(月) 14時~19時



オープンハウス形式とは、

説明パネル等の展示と併せ、担当者が皆様の質問に対して説明をさせていただく形式です。

開催時間内のご都合の良い時間にいつでもお越しください。



ご意見のある項目に☑を入れ、下にご記入ください。
(複数選択可) ※項目がわからない場合は、ご意見のみご記入ください。

はじめに

はじめに

第1章 将来の都市像

- 目指す都市の姿
- 都市づくりの基本理念
- これまでの都市づくりのあゆみ
- 都市構造

第2章 都市づくりのテーマと方針

- 経済
- 暮らし
- にぎわい
- 環境
- 安全安心

第3章 実現に向けて

- 多様な主体との連携
- デジタル技術の活用
- 都市のデザイン
- 土地利用制度の戦略的な活用

こちらにご意見をご記入ください。



郵便はがき

231-8790

005

(受取人)

横浜市中区本町6-50-10
市庁舎29階
横浜市都市整備局企画課
パブリックコメント担当 行



● 回答されるあなたの情報を教えてください。

住所

- 横浜市(区) 市外
 ※ 市内に在学・在勤の方は下に☑を入れてください。
 在学 在勤

年代

- 10代以下 20代 30代 40代
 50代 60代 70代以上

令和6年9月
都市整備局企画課

TEL : 045-671-3749
FAX : 045-664-4539

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
横浜市

特別市の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

1 趣旨

新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。現在の取組状況と今後の取組について、ご説明させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

シンポジウムにお誘いあわせの上ご参加ください。「特別市」に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

3 特別市に関する地域説明会

地域活動にご尽力いただいている市民の皆様などを対象とした特別市の地域説明会を8月に泉区で開催しました。区連会の皆様のご協力もいただきながら、今後、各区で順次開催させていただく予定です。

<内 容>

- 「横浜市が目指す特別市とは」（説明者：山中 竹春 横浜市長）
- 意見交換・その他

<泉区の地域説明会の様子（8月28日開催 参加人数 約120人）>



4 県内三政令市で連携した取組状況

県内三政令市の市長・議長・副議長がともに足並みを揃えて連携している姿をアピールし、神奈川から特別市の法制化に向けた機運醸成を図るため、昨年度に続き2回目となる「県内三政令市市長・正副議長懇談会」を、9月5日に開催しました。



懇談会では、特別市に関する3市の取組状況の共有や意見交換を行い、3市の市長・議長・副議長連名で、「特別市の法制化の早期実現を目指す横浜市、川崎市、相模原市の連携した取組推進に関する共同メッセージ」（別添）を発信しました。

5 特別市シンポジウムの開催概要

「特別市」の必要性や、「特別市」の実現による効果などについて、分かりやすくお知らせするため、広く市民の皆様を対象に11月にシンポジウムを開催します。

なお、来年3月にもシンポジウムの開催を予定しています。詳細については、改めてご案内させていただきます。

(1) 日程等

日時：令和6年11月23日（土）14時00分～16時00分（開場13時30分）
会場：港南区民文化センター ひまわりの郷（港南区上大岡西1-6-1）
定員：250人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

(2) 内容

第1部 基調講演	辻 琢也 さん（一橋大学教授）
第2部 座談会	山中 竹春 （横浜市長）
	原 日出子 さん（俳優）
	辻 琢也 さん（一橋大学教授）

(3) 申込方法

11月21日（木）までにウェブページからお申し込みいただく形で参加者を募集いたします。（ファクス（663-6561）でも申込み可）



お申し込みはこちら ▶▶

(4) その他

今月の各区の区連会において、ご案内させていただくとともに、配送ルートにより、各单位町内会長宛てにチラシ兼FAX申込書を送付させていただきます。

【担当】

政策経営局 制度企画課 山口・鈴木
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561
Eメール: ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

特別市の法制化の早期実現を目指す横浜市、川崎市、相模原市の 連携した取組推進に関する共同メッセージ

我が国は、少子高齢化や人口減少、大規模災害など決して避けることができない様々な課題を、一丸となって乗り越えていかなければならない。多くの自治体が消滅する可能性があるとして予測され、また、我が国経済は長きにわたる停滞により国際的地位も低下している状況にあるなど、このままでは、我が国が立ち行かなくなるという大きな危機意識を持っている。

こうした危機的な将来が予想される中、地方自治体が連携・協力して、持続可能な形で住民サービスを提供するとともに、大都市が我が国経済の牽引役を果たし、圏域の活性化と多極分散型社会の構築につながるよう、時代の要請に応じ、将来を見据えた地方自治制度の抜本的改革が必要である。

現行の指定都市制度は、旧特別市制度が府県の反対により廃止されたのち、暫定的な制度として創設されて65年以上が経過している。道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、大都市が果たすべき役割を十分に発揮できる制度となっていない。この間、市町村合併や地方分権の進展により、基礎自治体、とりわけ指定都市の規模・能力は拡大し、道府県との役割分担も変容している。指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や道府県との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を有しており、将来の我が国の危機も見据え、今後より一層、地域の実情を踏まえて、柔軟かつ迅速な大都市経営を図っていくことが求められている。

特別市は、効率的かつ機動的な大都市経営を推進するため、市域における全ての事務を一体的に担う新たな大都市自治体の姿であり、市民に大都市制度の新たな選択肢を用意するものである。その効果は特別市の市民のみに留まらず、近隣市町村との連携による持続可能な強い圏域づくりや多極分散型社会の構築など、我が国全体にもプラスの効果をもたらす。また、将来を見据え、地域全体として持続可能な行政サービスを提供する体制を整えることが望まれる中、特別市が自立した大都市経営を行うことにより、道府県は特別市以外の市町村の補完・支援により一層注力することが可能となる。

600万人を超える住民を擁する横浜市、川崎市、相模原市の三市では、地域の実情を踏まえて大都市制度を選択できるようにするため、これまで三市で連携して、特別市の法制化の早期実現に向けた取組を進めている。一方で、神奈川県においては、「住民目線から見て特別市を法制度化することは妥当でない」との見解を示し、住民に選択肢を与える姿勢を示さず、当該制度の法制化すら反対している状況にある。

三市が提案している特別市制度は、我が国の危機感に対する新たな制度改革の提案であり、決して大都市のことだけを考えたものではない。そのことを広く市民、県民の皆様にご理解いただくため、住民目線の分かりやすい発信を進めていく。

特別市制度の創設は、持続可能な未来の実現に資するものであることを我々は強く認識し、県内の指定都市三市はさらに連携を強化し、ここ神奈川から新しい地方自治の形として「特別市」の法制化の早期実現を目指す取組を加速していく。

令和6年9月5日

横浜市長	山中 竹春	横浜市会議長	鈴木 太郎
		横浜市会副議長	福島 直子
川崎市長	福田 紀彦	川崎市議会議長	青木 功雄
		川崎市議会副議長	岩隈 千尋
相模原市長	本村 賢太郎	相模原市議会議長	古内 明
		相模原市議会副議長	大崎 秀治

～「特別市」シンポジウム～

横浜の未来を用意する

特別市の法制化へ

ミライへの 選択肢



参加費無料

定員 **250**名

(事前申込制)

2024年(令和6年)

11/23 土

14:00 ~ 16:00 (開場13:30)

港南区民文化センター ひまわりの郷

京急線、市営地下鉄ブルーライン 上大岡駅下車
ウィング上大岡うえ(4F)



参加申込みはこちら



山中竹春



原日出子さん



辻塚也さん

第1部：基調講演

辻塚也さん (一橋大学教授)

第2部：座談会

山中竹春 × 原日出子さん × 辻塚也さん
横浜市長 俳優 一橋大学教授

主催 **横浜市**

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

問合せ

横浜市政策経営局制度企画課
TEL. 045-671-2952

横浜の未来を用意する 特別市の法制化へ

「特別市」は、横浜市が市内の仕事のすべてを担うことで、神奈川県との間で生じている仕事の重複や非効率な分担をなくす仕組みです。特別市の実現には、まずは法律で制度をつくる必要があります。特別市の法制化は「ミライへの選択肢」をつくることです。



登壇者プロフィール

山中 竹春

横浜市長



1972年生。早稲田大学政治経済学部卒、同大学理工学部数学科卒。博士(理学)。アメリカ国立衛生研究所(National Institutes of Health)研究員、国立がん研究センター部長、横浜市立大学特命副学長・同大学医学部教授などを歴任。世界気候エネルギー首長誓約(GCoM)理事(東アジア地域代表)、経済協力開発機構(OECD)チャンピオン・メイヤー。

原 日出子さん

俳優



1979年、「夕焼けのマイ・ウェイ」で映画に初出演する。1981年、NHKの連続テレビ小説「本日も晴天なり」の主演に抜擢され注目を集める。2001年「パートナー・オブ・ザ・イヤー」、2019年第33回高崎映画祭最優秀主演女優賞を受賞。近作の主な出演作は「余命10年」、「大いなる不在」など。

辻 琢也さん

一橋大学大学院
法学研究科教授



東京大学大学院博士(学術)
専門分野:行政学・地方自治論
主な役職:内閣府「税制調査会」委員、
総務省「国地方係争処理委員会」委員長代理、
横浜市大都市自治研究会座長、
第30次・第31次地方制度調査会委員、
指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」アドバイザー

お申し込み方法

申込締切：11月21日(木)

※申込者多数により参加不可の場合は
11月22日(金)までに連絡します。

1 WEBから

申込みフォーム▶



2 FAXから

045-663-6561

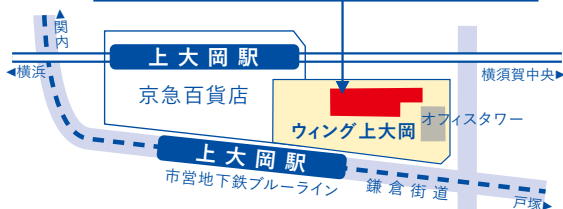
右の「FAX申込用記入欄」にご記入の上ご送信ください。

アクセス

港南区民文化センター ひまわりの郷

(港南区上大岡西1-6-1)

ウイング上大岡うえ4階上広場に出入口があります



・シンポジウムに関して、会場へのお問い合わせはご遠慮ください。
・ご来館の際にはできるだけ、電車・バスなど公共交通機関をご利用ください。

FAX申込用記入欄

フリガナ

氏名

電話番号

メールアドレス

年代 19歳以下 20代 30代 40代
 50代 60代 70代 80代以上

居住地 横浜市内()区 神奈川県内 神奈川県外

アンケート ①「特別市」について、知っていますか?

- 名称も内容もよく知っている
- 名称は知っているが、内容は知らない
- 名称も内容も知らない

② 特別市について、質問があれば自由にご記載ください。

希望の方のみ 車いす席 手話通訳 筆記通訳

※参加証はございません。
※申込にあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

地区連合町内会会長 各位

社会福祉法人神奈川県共同募金会
横浜市港北区支会 支会長 川島 武俊

共同募金運動における戸別募金の実施について（お願い）

時下 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素から共同募金運動に対しましてご配慮を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年も10月1日から別紙「令和6年度共同募金運動実施要領」および「港北区年末たすけあい運動実施要綱」に基づき共同募金運動を実施いたします。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴地区内自治会町内会におかれましても、戸別募金の募集並びに取りまとめにご協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、ご協力くださる地域の方々の健康・安全を第一とし、戸別訪問等による募集におきましては、地域の実情にあわせた柔軟なご対応をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

種別	赤い羽根共同募金	年末たすけあい
実施時期	10月1日（火）～3月31日（月）	11月1日（金）～12月31日（火）
協力依頼先	港北区内各自治会町内会	
目安額	¥27,163,875-	¥21,305,000-
資材送付先	各自治会町内会長宅（指定のあった場合は指定先）	
送付資材	①自治会町内会会長向け資料 ②班長向け資料 ③目安額一覧表 ④共同募金実施要領 ⑤「あかいはね」（協力者向け資料） ⑥払込取扱票（ゆうちょ銀行） ⑦払込取扱票について ⑧共同募金のお願い（班回覧資料） ⑨委嘱状 ⑩ポスター ⑪赤い羽根シート ⑫領収書 ⑬共同募金用募金封筒 ⑭税制上の優遇措置希望者名簿 ⑮表彰対象者名簿	①年末たすけあい用募金封筒 ②年末たすけあい実施要綱 ※年末たすけあい振込依頼票については地区社協会長へお渡しします。なお、大曾根、菊名、師岡、大倉山、篠原、城郷、新吉田については単位町内会会長に地区社協会長よりお渡しします。
資材発送時期	9月20日（金）～順次	10月11日（金）～順次
送金締切	令和6年12月13日（金）	

【お問い合わせ】 共同募金会港北区支会(港北区社会福祉協議会内)
担当：飯塚・中村
TEL：045-547-2324 FAX：045-531-9561
E-mail：hokuhoku@kouhoku-shakyo.jp

令和6年度 赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表

整理番号	地区	自治会・町内会	加入世帯(8月)	一般募金(目安)	年末たすけあい(目安)
0101	日吉	日吉本町東町会	3,500	847,875	665,000
0102	日吉	日吉本町西町会	4,531	1,097,520	860,800
0103	日吉	日吉町自治会	3,400	823,650	646,000
0104	日吉	日吉台町内会	570	138,210	108,400
0105	日吉	日吉町宮前自治会	3,900	944,775	741,000
0106	日吉	常盤会自治会	205	49,725	39,000
0107	日吉	下田町自治会	3,600	872,100	684,000
0108	日吉	サンヴァリエ日吉自治会	280	67,830	53,200
0109	日吉	コンフォール南日吉自治会	311	75,225	59,000
0110	日吉	箕輪町町内会	3,800	920,550	722,000
0111	日吉	日吉第7コーポ自治会	290	70,380	55,200
	日吉 集計		24,387	5,907,840	4,633,600

0201	網島	網島温泉町	601	145,605	114,200
0202	網島	網島中町自治会	830	201,195	157,800
0203	網島	網島東町自治会	2,332	564,825	443,000
0204	網島	網島東親和会	1,169	283,305	222,200
0205	網島	網島中央町会	1,250	302,940	237,600
0206	網島	網島上町自治会	2,920	707,370	554,800
0207	網島	網島親友会	720	174,420	136,800
0208	網島	網島西広町自治会	300	72,675	57,000
0209	網島	網和会	162	39,270	30,800
0210	網島	北網島自治会	150	36,465	28,600
0211	網島	網島住宅自治会	131	31,620	24,800
0212	網島	網島本町自治会	215	52,020	40,800
0213	網島	グリーンサラウンドシティ自治会	905	219,300	172,000
0214	網島	新吉会	200	48,450	38,000
	網島 集計		11,885	2,879,460	2,258,400

0301	大曽根	大曽根上本町会	490	118,830	93,200
0302	大曽根	大曽根連合町内会 菰西会	200	48,450	38,000
0303	大曽根	真菰会	170	41,310	32,400
0304	大曽根	大曽根中町会	170	41,310	32,400
0305	大曽根	中央懇話会	240	58,140	45,600
0306	大曽根	大曽根親交会	255	61,710	48,400
0307	大曽根	大曽根六地区町会	275	66,555	52,200
0308	大曽根	巽会	42	10,200	8,000
0309	大曽根	大曽根上町会	260	62,985	49,400
0310	大曽根	親和会	130	31,620	24,800
0311	大曽根	大曽根東会	180	43,605	34,200
0312	大曽根	大曽根本町町会	100	24,225	19,000
0313	大曽根	大曽根連合会 大友会	188	45,645	35,800
0314	大曽根	大曽根新生会	74	17,850	14,000
0315	大曽根	大曽根連合会 桃友会	70	17,085	13,400
0316	大曽根	盟友会	125	30,345	23,800
0317	大曽根	大曽根北部自治会	283	68,595	53,800
0318	大曽根	大曽根南台町内会	151	36,465	28,600
0319	大曽根	大曽根自治連合あけぼの	248	60,180	47,200
0320	大曽根	ガーデンズ会	280	67,830	53,200
0321	大曽根	ドレッセ大倉山自治会	124	30,090	23,600
	大曽根 集計		4,055	983,025	771,000

0401	樽	樽町町内会	2,752	666,570	522,800
0402	樽	樽町第一親和会	707	171,360	134,400
0403	樽	樽町第二親和会	248	60,180	47,200
0404	樽	樽町第三親和会	260	62,985	49,400
0405	樽	大倉山自治会	340	82,365	64,600
0406	樽	琵琶畑自治会	173	41,820	32,800
0407	樽	樽町サンハイツ自治会	128	31,110	24,400
0408	樽	ガーデンコート自治会	123	29,835	23,400
0409	樽	パークシティ網島自治会	200	48,450	38,000
	樽 集計		4,931	1,194,675	937,000

一般募金目安額＝(加入世帯数×95%※)×255円 / 年末たすけあい目安額＝(加入世帯数×95%※)×200円
 令和6年8月1日現在で区に届け出のあった世帯数となります。

令和6年度 赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表

整理番号	地区	自治会・町内会	加入世帯(8月)	一般募金(目安)	年末たすけあい(目安)
0501	菊名	大倉山喜久和会	420	101,745	79,800
0502	菊名	菊名北町町内会	3,020	731,595	573,800
0503	菊名	錦が丘町内会	896	217,005	170,200
0504	菊名	表谷町内会	2,410	583,950	458,000
0505	菊名	泉ヶ丘町内会	140	33,915	26,600
0506	菊名	大豆戸町内会	4,000	969,000	760,000
0507	菊名	ふじ町内会	279	67,575	53,000
0508	菊名	大倉山ハイム町内会	535	129,540	101,600
0509	菊名	新横浜町内会	2,304	558,195	437,800
0510	菊名	新横浜自治会	911	220,575	173,000
	菊名 集計		14,915	3,613,095	2,833,800

0601	師岡	師岡打越町内会	1,085	262,905	206,200
0602	師岡	師岡南町内会	1,020	247,095	193,800
0603	師岡	師岡仲町内会	538	130,305	102,200
0604	師岡	師岡表谷町内会	1,332	322,575	253,000
	師岡 集計		3,975	962,880	755,200

0701	大倉山	市之坪町会	1,050	254,490	199,600
0702	大倉山	太尾中町会	480	116,280	91,200
0703	大倉山	太尾宮前町会	780	188,955	148,200
0704	大倉山	大倉山神明町会	379	91,800	72,000
0705	大倉山	太尾下町会	365	88,485	69,400
0706	大倉山	太尾南町会	860	208,335	163,400
0707	大倉山	太尾西町会	660	159,885	125,400
0708	大倉山	大倉山明和会	588	142,545	111,800
0709	大倉山	大倉山白樺町会	430	104,295	81,800
0710	大倉山	太尾親和町会	372	90,015	70,600
0711	大倉山	大倉山コーポラス自治会	92	22,185	17,400
0712	大倉山	大倉山第二コーポラス自治会	273	66,045	51,800
0713	大倉山	秀和大倉山レジデンス自治会	161	39,015	30,600
0714	大倉山	ライオンズマンション大倉山自治会	180	43,605	34,200
0716	大倉山	大倉山ハイム自治会	186	45,135	35,400
0717	大倉山	コスモサンディックレジデンス大倉山自治会	74	17,850	14,000
	大倉山 集計		6,930	1,678,920	1,316,800

0801	篠原	菊名南町自治会	1,600	387,600	304,000
0802	篠原	富士塚自治会	1,750	424,065	332,600
0803	篠原	篠原町自治会	2,690	651,780	511,200
0804	篠原	篠原西町自治会	1,149	278,460	218,400
0805	篠原	仲手原自治会	2,600	629,850	494,000
0806	篠原	仲手原南自治会	510	123,675	97,000
0807	篠原	篠原台町自治会	1,141	276,420	216,800
0808	篠原	篠原コーポラス自治会	418	101,235	79,400
0809	篠原	篠原東自治会	1,987	481,440	377,600
0810	篠原	篠原町グリーンコーポ自治会	135	32,640	25,600
	篠原 集計		13,980	3,387,165	2,656,600

0901	城郷	小机大堀町内会	1,780	431,205	338,200
0902	城郷	小机堀崎町内会	270	65,535	51,400
0903	城郷	小机土井町内会	968	234,600	184,000
0904	城郷	小机宿根町内会	189	45,900	36,000
0905	城郷	小机矢之根町内会	150	36,465	28,600
0906	城郷	小机愛宕町内会	370	89,760	70,400
0907	城郷	小机東町内会	450	109,140	85,600
0908	城郷	烏山町自治会	1,881	455,685	357,400
0909	城郷	岸根町町内会	1,150	278,715	218,600
	城郷 集計		7,208	1,747,005	1,370,200

令和6年度 赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表

整理番号	地区	自治会・町内会	加入世帯(8月)	一般募金(目安)	年末たすけあい(目安)
1001	新羽	新羽町町内会	647	156,825	123,000
1002	新羽	新羽町・中之久保町内会	275	66,555	52,200
1003	新羽	新羽町南町内会	598	144,840	113,600
1004	新羽	新羽町中央町内会	600	145,350	114,000
1005	新羽	新羽町大竹町内会	220	53,295	41,800
1006	新羽	北新羽町内会	550	133,365	104,600
1007	新羽	新羽町自治会	410	99,450	78,000
1008	新羽	クリオ新横浜北自治会	319	77,265	60,600
	新羽 集計		3,619	876,945	687,800

1101	新吉田	新吉田本町町内会	1,360	329,460	258,400
1102	新吉田	新吉田第二町内会	780	188,955	148,200
1103	新吉田	新吉田町会	1,550	375,615	294,600
1104	新吉田	新吉田北部町内会	504	122,145	95,800
1105	新吉田	吉住会	250	60,690	47,600
1106	新吉田	新吉田南町会	275	66,555	52,200
1107	新吉田	新吉田東町会	580	140,505	110,200
1108	新吉田	新吉田西部町内会	360	87,210	68,400
1109	新吉田	新吉田第四自治会	384	93,075	73,000
1110	新吉田	新吉田中央町内会	600	145,350	114,000
1111	新吉田	新吉田 新生町内会	550	133,365	104,600
1112	新吉田	新吉田町 綱島ハイム町内会	118	28,560	22,400
	新吉田 集計		7,311	1,771,485	1,389,400

1201	あすなろ	新吉田第一町内会	550	133,365	104,600
1202	あすなろ	新和会	528	128,010	100,400
1203	あすなろ	新吉田自治会	330	80,070	62,800
1204	あすなろ	新吉田いつな町内会	300	72,675	57,000
1205	あすなろ	グリーンコーポ綱島自治会	97	23,460	18,400
1206	あすなろ	ライネスハイム綱島町内会	138	33,405	26,200
1207	あすなろ	綱島パーク・ホームズ自治会	108	26,265	20,600
1208	あすなろ	イトーピア綱島自治会	168	40,800	32,000
1209	あすなろ	フォルム綱島クレストワーズ自治会	186	45,135	35,400
	あすなろ 集計		2,405	583,185	457,400

1301	高田	高田町内会	3,440	833,340	653,600
1302	高田	高田町住宅自治会	180	43,605	34,200
1303	高田	高田町住宅親交会	400	96,900	76,000
1304	高田	高田東町会	415	100,470	78,800
1305	高田	高田町親和会	450	109,140	85,600
1306	高田	高田中央町内会	510	123,675	97,000
1307	高田	自治会しらさか	55	13,260	10,400
1308	高田	高田西原自治会	220	53,295	41,800
	高田 集計		5,670	1,373,685	1,077,400

1401	その他の地区	日吉第三コーポ自治会	185	44,880	35,200
1402	その他の地区	日吉第5コーポ本館自治会	42	10,200	8,000
1403	その他の地区	日吉第五コーポ別館自治会	84	20,400	16,000
1404	その他の地区	キャッスル日吉自治会	68	16,575	13,000
1405	その他の地区	大曾根みのり会	10	2,550	2,000
1406	その他の地区	大曾根睦会	21	5,100	4,000
1407	その他の地区	アデニウム新横浜自治会	179	43,350	34,000
1408	その他の地区	大倉山ヒルタウン管理事務所	151	36,465	28,600
1409	その他の地区	コスモ大倉山自治会	103	24,990	19,600
	【その他の地区】 集計		843	204,510	160,400
	総計		112,114	27,163,875	21,305,000



令和6年度 共同募金実施要領

～ つながりをたやさない社会づくり ～

社会福祉法人神奈川県共同募金会

令和2年から続いたパンデミックの状況下は、国内の経済活動はもとより国民の生活に大きな変化がもたらされました。

昨年5月、新型コロナウイルス感染症による人々の行動制限が大幅に緩和されましたが、今なお、外出を控えて地域で孤立されている方々や、コロナ禍での離職等により経済的に困窮されている方々、さらに昨今の物価高騰により日常生活に困難をきたしている方々など、さまざまな角度から社会的な課題が提起されています。

また、近年多発する大規模災害によって被災された方々は、これまで当たり前に行っていた環境が脅かされたことで、避難生活を余儀なくされています。

昭和22年“国民たすけあい運動”の一環として開始された共同募金運動は、戦後間もない混乱期の中で支援を必要とする方々への民間福祉活動を財政面で支えるために、募金・配分事業を通じて一定の成果を収めてきました。

ポストコロナ社会への転換期である今だからこそ、共同募金草創期の理念と役割を改めて認識することで、喫緊の社会的な課題にも即応しながら広く地域福祉を推進していくことが求められています。

こととして78回目となる共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、“神奈川県内の地域福祉の推進”とともに社会的課題に対する“緊急支援事業”、国内大規模災害時の“被災者支援事業”にも積極的に取り組んでまいります。

I 共同募金の役割

1. 総合的な募金運動

共同募金は、地域福祉を推進する施設・団体が、それぞれ募金活動を行うことによって生じる混乱を避けるため、共同募金会が総合的に行う寄付金募集です。

2. たすけあいの心の普及

共同募金は、住民一人ひとりの“たすけあいの心”を育み、地域で行うさまざまな福祉活動を通じて、福祉文化の創造につながることを願って展開します。

3. 民間運動体としての事業展開

民間運動体としての役割を明確にして、事業の公平性・公益性を保つために法令を遵守するとともに、民間資金としての特質である「先駆性」「柔軟性と即応性」「多様性」を十分に発揮して事業を展開します。

4. 全国協調と地域性

共同募金運動は、全国一斉に協調して行われますが、実施の区域は都道府県とし、地域福祉を構成する県民との協働により実施します。

5. ボランティア活動

共同募金は、ボランティアの組織的な活動による協力を得て推進します。

6. 公表

寄付者の信託に基づいて寄付金の公正な管理・配分を、県民の理解と支持を得るために募金及び配分の計画を公表し、共同募金の透明性を確保します。

II 実施主体

共同募金は、社会福祉法人神奈川県共同募金会と県内58支会(19市25区14町村)で実施します。

Ⅲ 募金期間

共同募金運動は、社会福祉法第 112 条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める期間である令和 6 年 10 月 1 日(火)から 3 月 31 日(月)までの 6 カ月間を実施期間とします。

ただし、市区町村を単位として実施する共同募金は、各地域の事情等に配慮して、従前と同様、12 月 31 日までの 3 カ月間を募金期間とすることに差し支えありません。

なお、寄付金は、年間を通じていつでも受け入れることができます。

また、県共同募金会では、1 月から 3 月までの 3 カ月間を強化期間として、県内を拠点とする企業等との協働事業を推進します。

Ⅳ 令和6年度共同募金計画

共同募金は、社会福祉法第 119 条の規定により、民間社会福祉施設・団体が地域福祉を推進するために必要とする資金量をあらかじめ把握して、募金目標額と配分計画を定めて組織的に行う「計画募金」です。

令和 6 年度は、配分計画及び目標額を次のとおり定めて、募金・配分事業を展開します。

◆ 令和6年度募金目標額(配分計画額) 12 億円

◆ 赤い羽根募金(一般募金)	8億2,285万円
1. 市区町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動	3億412万円
2. 民間社会福祉施設が行う福祉活動	2億350万円
3. 広域的な福祉活動を行う民間団体の事業	6,670万円
4. 小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業	3,500万円
5. 子ども食堂等を対象としたボランティアな活動支援事業	2,000万円
6. 全国共通配分テーマ等に則した重点配分事業	500万円
7. 国内大規模災害時に緊急に対応する資金	3,600万円
8. ポストコロナ社会における緊急支援事業および災害対応事業	1,000万円
9. 全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業	328.7万円
10. 県共同募金会が行う事業	8,055.3万円
11. 市区町村支会が行う事業	5,869万円

◆ 年末たすけあい募金

3億7,715万円

市区町村社会福祉協議会が当該地域を単位として、援助を必要とする人たちの生活や地域福祉を支えるボランティア団体などの季節性高い活動を支援するための資金。

V 募金活動の展開

募金活動は、前記「Ⅲ 募金期間」に定める期間内に募金ボランティア活動を通じて、ご協力が得られるように次の方法により展開します。

また、「赤い羽根募金」と「年末たすけあい募金」を同時に募集する場合は、各募金の趣旨を明確にして寄付者の誤解を招かないように実施します。

1. 戸別募金

自治会・町内会や民生委員などの協力を得て、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるように各家庭にお願いする募金です。

(1) 戸別募金は、基本的にボランティアが各家庭を訪問して、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるよう努めます。

(2) 寄付者の判断の目安として、おおよその寄付金額を示すことは差し支えありませんが、強制感を伴わないよう十分に配慮して実施します。

(3) 自治会・町内会費などから一括して寄付をいただく場合は、事前に共同募金の趣旨を周知して、寄付者の理解を得られるように努めます。



- また、広報紙を各家庭に配布して、広報・啓発活動を推進します。
- (4) 自治会・町内会などに未加入の新興マンション住民に対して、管理組合等の協力を得ながら、募金活動や具体的な使途の周知を図り、事業を展開していきます。
 - (5) 寄付金を受け入れた時は、所定の領収書を発行して適正に取り扱います。
 - (6) 高額の寄付者については、所得税・住民税の「寄付金控除」となる“税制上の特典”があることを周知します。

2. 街頭募金

ボランティアの協力を得て、鉄道各社の駅構内及び駅周辺やスーパー・商店街などの敷地内で、通行する皆さまにお願いする募金です。

- (1) 街頭募金は、募金期間開始後、当該支会の地域内の主要な地点において、継続的に実施できるようボランティアの参加を広く呼びかけるとともに、通行の妨げにならないよう人員の配置などに留意して計画的に行います。
- (2) 拡声器や音声等再生装置を用いた呼びかけ手段を準備するなど、募金活動時の状況に応じた対応に配慮して実施します。
- (3) 掲示物（ラミネート、パネル等）やチラシボックスを設置するなど、「視覚」による協力の呼びかけも効果的な手段のひとつとして採用します。
- (4) 寄付者に対しては、領収書の代用として“赤い羽根”もしくは“赤い羽根シール”を配付し、共同募金運動の広報・啓発に積極的に努めます。
- (5) 募金箱を開閉する場合は、当該支会の責任者が立ち会って実施します。



3. 法人募金

県内の企業・法人などに対して、郵便や訪問によってお願いする募金です。

- (1) 法人募金は、個々の企業などに協力を呼びかけるとともに、経済関係の団体と連携を保ちながら行うように努めます。
- (2) 本支店など法人の組織に関わらず、その事業所の所在する地域の福祉向上に参加されるように理解を求めます。
- (3) 拠出される寄付金が、法人税法上の全額損金扱いとなる“税制上の特典”を周知し、募金の開拓に努めます。
- (4) 募金に際しては、事前に募集計画を立てて依頼先を決定し、ダイレクトメール方式を活用するなどの方法により、寄付先の拡大に努めます。
- (5) 企業が製造・販売する商品等による物品寄付を受け入れて、社会福祉施設の利用者や生活困窮者への現物配分事業を実施します。



4. 学校募金

小・中学校、高等学校、大学、専門学校などに在籍する児童・生徒・学生や教職員にお願いする募金です。

- (1) 学校募金は、児童・生徒の福祉教育の一環として、教育委員会・校長会・PTA・職員組合などの理解を得られるように努めます。
- (2) 募金は、児童・生徒の自主性に配慮した呼びかけによって行いますが、学校・子ども会などに働きかけて、リーフレットやキャラクター仕様の募金箱等を活用することで関心を高めます。



5. 職域募金

県内の企業・法人、官公庁などの社員・職員に対してお願いする募金です。

- (1) 職域募金は、企業等で働く方がたを対象としますが、その幹部や労働組合などの理解を得ながら実施します。
- (2) 募金方法は、キャラクターバッジ・クオカード等を活用し、ポスター掲示により広く周知を促すなど、職場の環境に合わせて積極的な活動を促進します。



6. イベント募金

県内に拠点を置くプロ・スポーツチームとの協働事業をはじめ、各地域で催される行事

の際に呼びかける募金です。各チームや地元自治会が示している注意事項等を踏まえたうえで、募金活動を実施します。

(1) 各チームが実施するイベント会場や試合会場で、チームキャラクターのバッジ募金をはじめ、コラボグッズ等による広報活動を展開します。

(2) 各チーム所属の選手が提供したサイン入りグッズを、チャリティーオークションに出展し、落札された金額を寄付金として受け入れます。

(3) 福祉まつりや福祉大会など、当該地域内で開催されるさまざまなイベント事業に参加して、募金・広報活動を展開します。



7. その他の募金

前記の区分に当てはまらない募金です。

(1) 子ども会や老人会、ロータリークラブやライオンズクラブなどの企業・法人に該当しない団体からの寄付を受け入れます。

(2) 個人からの寄付を受け入れます。(個人大口寄付金を含みます)

(3) 企業との協働事業として実施する「共同募金仕様自動販売機」等を設置して、売り上げの一部を清涼飲料水メーカーから寄付金として受け入れます。

(4) 金融機関に預け入れた寄付金の預金利息(年2回)は、寄付金として計上します。

VI 配分事業の展開

1. 配分審査

令和6年度共同募金に対して、県内の民間社会福祉施設・団体から寄せられる申請要望は、募金期間終了後、あらかじめ定められた配分計画及び「令和6年度共同募金配分基準」に基づき、公正かつ厳正な審査を行います。

2. 配分金による事業の実施

配分金は、年末たすけあい援護資金など、直ちに使用するものを除き、原則として配分決定施設・団体の令和7年度事業費に充当します。

なお、「年末たすけあい募金」による配分事業は、別に定める「令和6年度年末たすけあい運動実施要綱」に基づき実施します。

3. 配分金による事業の周知

配分金による事業は、神奈川新聞紙上及び全戸配布資料などを通じて公表するとともに、赤い羽根データベース「はねっと」により、インターネット上で用途を公表します。

また、配分決定施設・団体からも積極的な広報が行われるよう協力を求めます。



VII 寄付金の取り扱い

1. 寄付金の管理

(1) 募金ボランティアは受け入れた寄付金を速やかに支会へ納入し、支会は収納した寄付金を速やかに県募金会に送金します。

(2) 寄付金の取り扱いは厳正を期し、別に定める諸規程に基づいて適正に管理し、寄付者の信託に応えます。

2. 共同募金運動経費

共同募金運動の実施に要する経費は、厚生労働省の指導(注)により、募金実績額の概ね1割とし、適正に執行します。

(注)都道府県知事宛・昭和42年9月19日付社庶第340号厚生省社会局長通知

VIII 個人情報の取り扱い

共同募金を実施する上で取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び神奈川県共同募金会「個人情報保護規程」(平成17年6月1日施行)に基づき適正に管理いたします。

港北区年末たすけあい運動実施要綱

制 定 平成20年9月12日
最近改正 令和 6年8月 1日

1 目的

港北区では近年、高齢人口の増加や障害のある人の社会参加に伴う新たな福祉課題が生まれ、総合的な福祉施策の展開が望まれています。

このような展開を積極的に行うために、地域住民の連携を深め、現状を的確に把握し、年間を通じた計画的な援助の促進をはかる機会になるよう、共同募金運動の一環としての年末たすけあい運動を実施します。

- 2 実施団体 社会福祉法人 神奈川県共同募金会港北区支会
社会福祉法人 横浜市港北区社会福祉協議会
港北区各地区社会福祉協議会
港北区連合町内会
港北区民生委員児童委員協議会

- 3 協賛団体 港北区役所

- 4 実施期間 当該年度11月1日から12月31日まで

- 5 募金目標額 当該年7月1日現在の加入世帯数の0.95×@200円

6 募金活動及び配分

(1) 募金活動

募金活動は、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の構成員である関係機関（自治会町内会・婦人会・民生委員児童委員等）の協力を得て実施します。

(2) 募金の配分

① 区社協による配分

ア 「港北区ふれあい助成金」及び「港北区みんなの助成金」の財源の一部にあてます。
別に定める「港北区ふれあい助成金運営要綱」及び「港北区みんなの助成金運営要綱」に基づき配分します。

イ その他、区全体の地域福祉向上のために配分します。

② 地区社協による配分

次の4つの基準により配分します。

ア 在宅援護配分

要援護世帯の配分に重点を置き、民生委員による確認を通して、例えば、長期にわたる在宅ねたきり高齢者、あるいは重度障害児・者の介護にあたる家庭の激励など、経済的な視点からでなく、何らかの状況で生きづらさを抱えた世帯や困難な状況に立ち向かっている世帯等に、地域の連帯意識を盛りあげるよう配慮して配分します。

なお、生活保護世帯に対する配分は、公的扶助の充実にかんがみ、単に生活保護を受けているということのみで配分することなく、公の制度では手の届かないケースについて個々に対応を考えて配分します。

イ 社会福祉施設配分

社会福祉活動を行っている法定外福祉施設について、配分します。

なお、地区の実状に応じて、法定福祉施設も対象とします。

ウ 社会福祉団体配分

地区社協活動のより一層の充実を図るために、地区社協の会員として参加している団体で、地区社協と目的を共有して福祉活動を行っている団体を対象とします。

ただし、地域において活発な福祉活動を行い、住民が自主的に運営している団体・グループで、地域福祉活動の推進が期待できるものに対しては、積極的に配分します。

エ 地区社会福祉協議会活動推進費

地区社協の運営費あるいは事業費として使います。

(3) 配分割合および基準

① 配分割合

区社協による配分は、各地区の年末たすけあい募金戸別募金目標額の3分の1の額の合計とします。ただし、実績額が目標額に満たない地区については、実績額の3分の1の額をもってこれにあてるものとします。また、地区社協による配分は、年末たすけあい募金戸別募金目標額の3分の2の額とし、次の割合で配分します。ただし、目標額と実績額に差異が生じた場合は、地区社協の判断で配分額を調整します。

ア 戸別配分は、配分額の20%を目安とします。

イ 施設配分は、配分額の10%を目安とします。

ウ 団体配分は、配分額の35%を目安とします。

エ 活動推進費は、配分額の35%を目安とします。

② 配分基準

ア 区社協による配分基準

「港北区ふれあい助成金」及び「港北区みんなの助成金」の配分基準は、「港北区ふれあい助成金運営要綱」及び「港北区みんなの助成金運営要綱」に基づきます。

イ 地区社協への配分基準は、「港北区年末たすけあい募金配分要綱」に基づきます。

(4) 配分審査

配分額は、地域の意向を尊重しながら配分委員会で決定します。

配分委員会は次のもので構成する。

- ① 本会会長
- ② 共同募金会港北区支会支会長
- ③ 各地区社会福祉協議会会長
- ④ 各地区民生委員児童委員協議会会長
- ⑤ 行政関係者（福祉保健センター担当部長）

また、本委員会委員長は共同募金会区支会支会長とし、副委員長は区社会福祉協議会会長とする。

7 実施方法

(1) 募金活動と振込み

① 募金封筒調査

募金封筒調査は、「年末たすけあい募金封筒数の調査」（様式1）にて、区社協から地区連合町内会に依頼します。

② 募金活動

各地区自治会町内会会長は、募金封筒を町内会世帯に配り、募金の協力依頼とともに募金を行い、連合町内会に未加入の自治会等へは区社協が行います。

③ 振込み

ア 地区社協会長

地区内の募金を集計し、第1回11月下旬もしくは第2回12月下旬までに共同募金会港北区支会に募金を振り込みます。

イ 共募港北区支会

各地区の募金を集計し、共同募金会横浜市支会を通して県共同募金会に送金します。

ウ 県共同募金会

区支会の配分計画書に沿った配分額が区社協に振り込まれます。

エ 区社協

配分委員会で決定した配分計画に沿った配分額を、各地区社協に12月中旬頃に振り込みます。

(2) 配分計画書

① 各地区社協会長

各地区社協の会長は、地区の配分対象を10月から調査し、「年末たすけあい配分金使途計画書」(様式2)を、11月中旬頃に区社協会長へ提出します。

なお、在宅援護配分の配分対象者の調査については、各地区民児協が行うこととし、各地区民児協会長はとりまとめのうえ、「年末たすけあい配分対象者調査表」(様式3)を地区社協会長に提出します。

② 区社協

各地区社協から提出された配分計画書を基に、区の配分計画書を作成し、「年末たすけあい配分委員会」の承認を得て、12月上旬頃に共同募金会横浜市支会に提出します。

(3) 配分報告書

① 各地区社協会長

ア 配分結果

各地区社協会長は、配分結果を、「年末たすけあい配分金使途報告書」(様式4)に取りまとめ、当該年1月中旬頃に区社協会長へ提出します。

イ 大口寄付者及び特別寄付者名簿

各地区社協会長は、大口寄付者(5,000円以上)及び特別寄付者(個人50,000円以上、法人・団体100,000円以上)については、「年末たすけあい運動大口・特別寄付者名簿」(様式7)に住所・氏名・金額を記入し、区社協会長に報告します。

② 要援護世帯配分結果報告・名簿

ア 要援護世帯配分結果報告

要援護世帯への配分結果報告については、各地区民児協会長が「年末たすけあい配分金要援護世帯への配分結果報告」(様式5)でとりまとめ、地区社協会長に提出します。

イ 年末たすけあい配分金世帯名簿

各地区民協会長は、「年末たすけあい配分金世帯名簿」(様式6)に、配分時に対象世帯から受領印をもらい、区社協へ提出します。

③ 区社協会長

区社協会長は、地区配分、区配分をとりまとめ、報告書を1月末までに共同募

金会横浜市支会に提出します。

8 礼状

大口寄付者（5,000円以上）には、区社協会長・共募区支会長名の礼状を、特別寄付者（個人50,000円以上、法人・団体100,000円以上）については、区社協会長の進達に基づき、県共募会長名の感謝状を贈呈します。

附 則

1 この要綱は平成20年9月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成21年9月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成26年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成30年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和元年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和4年8月31日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和6年8月1日から施行する。



赤い羽根共同募金運動 実施に関してご注意いただきたい点

例年、自治会町内会長ならびに各班長の皆様には共同募金運動に多大なご尽力をいただき、誠にありがとうございます。毎年、多額のご寄付を募ることができ、区内および県内の社会福祉事業や、震災・水害等の災害被災地支援等に役立てられています。

本年も例年同様募金運動を実施いたしますが、ご協力くださる地域の方々の健康・安全を第一とし、戸別訪問等による募集におきましては、地域の実情にあわせた柔軟なご対応をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、運動資材・運動の手順などご注意いただきたい点を以下に記載いたしました。お手数ですがご一読いただき、活動くださいますようお願い申し上げます。

1 送付書類

	資材・書類等	数量
①	赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点(自治会町内会長向け資料)※本紙	1部
②	赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点(班長向け資料)	募金封筒使用の場合：班数 それ以外：封入なし
③	令和6年度共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表	1部
④	共同募金実施要領	1部
⑤	「あかいはね」(協力者向け資料)	1部
⑥	払込取扱票(ゆうちょ銀行)	1枚
⑦	払込取扱票について	1枚
⑧	共同募金のお願い(班回覧用資料)	班数
⑨	委嘱状	募金封筒使用の場合：班数 それ以外：1部
⑩	ポスター	A4版1枚:掲示板数
⑪	赤い羽根	(調査報告数)
⑫	領収書	(調査報告数)
⑬	募金封筒	(調査報告数)
⑭	税制上の優遇措置希望者名簿	1枚
⑮	表彰対象者名簿	1枚

※(調査報告数)は資材調査票にご記入いただいた数です。
今年度、資材等差表のご提出がなかった自治会町内会については、昨年度と同数をお送りしています。

※不足の資材がある場合は、事務局までご連絡ください。追加発送をおこないません。

2 運動スケジュール

9月下旬	自治会町内会長宅へ資材送付
10月1日～翌年3月31日	赤い羽根共同募金運動実施期間
～12月13日	赤い羽根共同募金送金期限 (募金運動が終了次第、随時ご送金ください。)
<参考> 11月1日～12月31日	年末たすけあい募金運動実施期間 (募金協力依頼は、地区社会福祉協議会より別途依頼があります。 また、募金資材については10月中旬頃に別途お送りします)
第1回 ～11月15日 第2回 ～12月13日	年末たすけあい募金送金期限 (集められた募金によって12月に対象者・団体に配分を行うため、なるべく第1回期限までに送金ください)

3 募金目安額 (共同募金会港北区支会設定額)

共同募金は、配分を計画的に行うために、あらかじめ募金目安額の設定を行う募金です。今年度の目安額は、連合町内会長会議の承認をいただき、以下のとおり設定をしています。目安額を目安にご協力をいただきますようお願いいたします。

自治会町内会加入世帯一世帯あたり	255円 ※自治会町内会によって、上記金額以上の設定も可能です。 ※目安額ですので、実際の寄付金額の多寡は問いません
自治会町内会世帯数の考え方	自治会町内会加入世帯数×95% ※自治会町内会別の金額は「令和6年度共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表」参照

※募金は任意な行為であり、お示ししている金額はあくまでも目安額ですので、決してノルマではありません。戸別世帯への募集に際しては、寄付をいただく方に強制的な印象を与えないよう、ご配慮をお願いします。



令和6年度・共同募金
PR大使 ホンドタヌキの
ウタです



4 募金方法

募金方法は2種類あります。

封筒募金（封筒を使った戸別募金）	戸別世帯を訪問して寄付金を募る方法 回覧板に封筒を挟み込んで回覧する方法 等 ※「5 封筒募金活動実施に関してご注意いただきたい点」参照
自治会町内会会計からの募金	あらかじめ自治会町内会費と一緒に募金分をお集めいただいている場合の募金（総会等で確認が取れている場合など）

5 封筒募金活動実施に関してご注意いただきたい点

封筒募金で募金活動を行う自治会町内会は、以下の点にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

①「ボランティア委嘱状」を携帯してください。（資材注文された町会のみ）

戸別世帯を訪問して寄付を募る場合は「ボランティア委嘱状」を携帯してください。募金ボランティアとして、神奈川県共同募金会から委嘱を受けていることの証明になります。委嘱状の氏名欄は各自治会町内会でご担当者氏名をご記入ください。

②領収書を発行してください。（資材注文された町会のみ）

ご寄付いただいた方に領収書を発行してください。寄付者が希望されない場合は発行しなくても構いません。

③寄付金額の指定は行わないでください。

目安額の設定を行っていますが、募金はいくらまでも寄付者の任意ですので、寄付を募る側から金額の指定を行うことはできません。もし、「いくらくらいが良いか」と寄付者から尋ねられた場合は、お答えいただいても構いません。

④各寄付者の寄付額の情報公開しないでください。

寄付を募る際に「誰がいくら寄付した」という情報は公開しないでください。（例：寄付者と寄付金額の記載された名簿を寄付者に提示する、回覧板で寄付者と寄付金額を記入してもらった一覧表をつけて封筒を回す、等）

そのような情報が近所の他の方の目に触れることで、強制的に感じてしまう方もいます。



6 募金納入方法

募金が集まりましたら、各班の募金を自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、金融機関を通じて納入いただきますよう、お願いいたします。

小銭等が多い場合は金融機関の窓口を持参いただき、合計額を集計いただくこともできます。

ゆうちょ銀行 口座への振り 込み	<p>口座記号No. : 00240-1-99418</p> <p>加入者名：社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市港北区支会 ※同封の払込取扱票を用いて郵便局の窓口からお振込みいただきますと、振込手数料は無料です（<u>ATMではご利用できません</u>のでご注意ください。）</p> <p>※上記口座は払込手数料、硬貨取扱手数料等が免除（無料）となっています。万が一窓口にて手数料を請求された場合には、送付書類⑦「払込取扱票について」裏面の、「無料送金サービスの取扱いに関する申込みの審査結果について（写）」を窓口に提示ください。</p>
------------------------	--

※他行より振込される場合の手数料は**振込者負担**となります。

振込先：ゆうちょ銀行 当座 〇二九 〇〇99418

7 10万円を超える現金の振込時の注意事項

銀行・郵便局で10万円を超える現金の送金を行う場合は、手続者の本人確認書類の提出が求められます。また、個人ではなく団体名で送金を行う場合は、手続者とその団体の関係性の確認できる書類(名簿等)、また団体の設立趣旨等を確認できる書類(会則等)の提出を求められます。団体名で送金を行いますと、書類を整える手続きが煩雑になりますので、できましたら以下の方法でお願いいたします。

①振込手続者個人名で振り込みいただき、本人確認書類をご提示いただく

払込取扱票には目安額一覧に記載の「整理番号」と「手続者名」を記載し、自治会町内会名は記載しない方法。本人確認書類を忘れずにお持ちください。

②10万円未満に分けて複数口でお振込みいただく

払込取扱票一口を10万円未満の金額に設定し、目安額一覧に記載の「整理番号」と「手続者名」を記載してお振込みいただく方法。払込取扱票が足りない場合は、ご連絡いただきましたら郵送いたします。

8 募金納入期間

令和6年10月1日（火）～12月13日（金）

※募金が集まり次第、随時納入ください。

9 募金事務費

自治会町内会での募金活動にかかる事務経費ならびに全戸配布資料配布手数料をお支払いします。お支払い時期は令和7年3月で、日赤募金分事務費とあわせて連合自治会町内会単位で振込みます。

10 税制上の優遇措置（個人）について

優遇措置の名称	適用期間	優遇措置の内容
所得税の控除	通年	寄付金の金額（ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで）から2千円を差引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
個人住民税の控除	通年	寄付金の金額（ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで）から2千円を差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。

各自治会町内会におかれましては、寄付者本人に優遇措置を希望されるか否かの確認を行い、希望される場合は次の対応をお願いいたします。

- ① 通常の領収書（「赤い羽根募金領収書」）に「仮」と記載のうえ発行いただき、後日、区支会が発行する「本領収書」と差し替えになる旨をご説明願います。※通常の領収書では優遇措置を受けるための証明書とはなりません。
- ② 「仮」発行した領収書の控えと、同封の「税制上の優遇措置希望者名簿」を、郵送または窓口、いずれかの方法で事務局へお届けください。

11 表彰について

大口のご寄付をいただいた方には、神奈川県共同募金会から感謝状が送付されます。下記に該当する寄付者がいる場合は、事務局までご連絡ください。

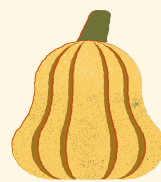
5万円以上ご寄付いただいた個人の方もしくは10万円以上ご寄付いただいた法人・団体

お問い合わせ先（募金事務局）：（福）神奈川県共同募金会横浜市港北区支会

住所：〒222-0032 港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206号 港北区社会福祉協議会内

電話：045-547-2324 FAX：045-531-9561

港北 ほくほくフェスタ



令和6年10月31日(木)
10:00～16:00

港北公会堂・区役所中庭

10:00～	ボランティアの広場	バザー、模擬店、区内作業所製品販売、 野菜販売など 主催：港北区ボランティア連絡会
10:00～	「社会を明るくする運動」 標語コンクール	区内小・中学生の優秀作品展示
13:00～	第42回 港北区社会福祉大会	福祉活動功労者の表彰式典

港北区社会福祉大会では
受賞された皆様へのお祝いとして
「うさぎのみみ♪」の
ミニステージを予定しています
お楽しみに！！



どなたでもお気軽に参加いただけます。手話・要約筆記をご用意しています。
中止の場合は、港北区社会福祉協議会ホームページにてお知らせします。

【問い合わせ】港北区社会福祉協議会 電話:045-547-2324 FAX:045-531-9561

主催：港北区社会福祉協議会、港北区「社会を明るくする運動」実施委員会／共催：港北区役所

協力：港北区ボランティア連絡会、各地区社会福祉協議会、各地区民生委員児童委員協議会、港北保護司会、港北区更生保護女性会

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請について【情報提供】

1 趣旨

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、申請期限が 10 月 31 日（木）となっています。2 回目の申請も可能ですので、補助金の活用について、引き続きご検討をお願いいたします。

なお、すでに補助金を活用して設備導入した自治会で、「脱炭素」の取組の大切さや断熱窓のメリット等を紹介する「脱炭素普及セミナー」を実施しました。別紙共有資料を作成しましたので、導入検討の参考にご覧ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

3 参考

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助します。

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円



←市 WEB
補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



※設備の契約・購入は、補助申請後に交付決定を受けてから行ってください。

※複数回、申請可能ですが、2 回目以降の申請は、既に申請を行っている補助対象事業の交付決定通知後に受付しています。

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

【お問合せ・申請窓口】（事務委託先）

横浜市住宅供給公社街づくり事業課

電 話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

いいね！断熱窓

青葉区 中市ヶ尾自治会館では、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金を活用し、断熱窓(内窓)、照明のLED化を実施。班長会で集まった班長さんに、「脱炭素」の取組の大切さ、断熱窓のメリットなどを紹介しました。

実際に窓を触ると、内側と外側で熱さが違います。ご協力いただいた西川会長も、「とても快適になった」とのことでした！



↑ 8月4日脱炭素普及セミナーの様子

8月4日 青葉区 中市ヶ尾自治会館 脱炭素普及セミナー を開催

自治会町内会館脱炭素化推進事業



↑ 導入した断熱窓
(既存の窓に内窓を設置)

家でもできる「脱炭素」ってなんだろう？

自治会町内会館で断熱窓などの効果を実感したら、ご自宅でも、導入するのはいかがでしょうか。環境省の補助制度も活用できます。

一定の省エネ基準を満たすエアコン、冷蔵庫、LED 照明器具を購入・設置・申請すると、「エコハマ第2弾」でポイント還元が受けられます！

※本体購入価格(税抜)の20%(1台あたり上限3万円)分
※エコハマ第2弾は、会館への設備導入は対象外

その他にも、省エネ家電を選ぶ際に、環境省 Web サイト「しんきゅうさん」で、省エネ効果や、電気料金などが、比較ができます。すぐにできるアクションを見る→
すぐにできるアクションで、電気代もおトクに。(横浜市脱炭素ポータルサイト)



↑ 環境省 Web サイト
「しんきゅうさん」 →



まだ間に合う！会館での省エネ設備の補助申請

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請期限: 10/31(木) まで

【問合せ先】横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 045-451-7740(平日 9:00~17:00)

(事業実施主体: 市民局地域活動推進課)

港北区連合町内会定例会資料の郵送継続希望アンケート調査について

1 趣旨

連合町内会定例会の実施後、会議で共有した資料を全ての自治会町内会に郵送しています。資料を郵送することは、資料を手にとっていただきやすいという利点がある一方で、管理に手間が生じるなど、自治会町内会の負担になっている側面があります。また、定例会の資料データは港北区連合町内会のHP上に公開されており、「内容が重複するため郵送は不要ではないか」というご意見もいただいております。

そこで、自治会町内会の負担軽減、及び紙資料削減の観点から定例会資料の郵送継続希望について全ての自治会町内会を対象にアンケート調査を実施します。調査で「郵送継続を希望しない」を選択した自治会町内会は、港北区連合町内会のHP上でデータを確認いただくこととし、10月の区連会から資料の郵送を中止します。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付しますので、アンケート調査の回答をお願いします。

3 アンケート調査の概要

(1) 質問事項

- ・ 郵送継続希望の有無
- ・ 定例会資料の郵送に関する自由意見

(2) 回答期限

令和6年10月7日（月）

(3) 提出方法

- ・ 横浜市電子申請・届出システムによる申込み
- ・ 地域振興課宛てに添付の調査票の提出（mail・FAX・郵送）

Mail: ko-jichikai@city.yokohama.jp

FAX : 045-540-2245



←電子申請システム
申込みはこちら

4 その他

- ・ 本調査は、自治会町内会にデジタル化を強いるものではありません。希望する自治会町内会には、これまで通り資料を郵送します。
- ・ 郵送継続を希望しない場合でも、揭示依頼の資料は郵送します。
- ・ 「郵送継続を希望しない」を選択した場合でも、いつでも郵送を再開することができます。また、来年度以降は年度当初の現況届で確認する予定です。

5 問合せ先

港北区役所地域振興課 小松、石田

電話：045-540-2234 mail:ko-jichikai@city.yokohama.jp

港北区連合町内会定例会資料の郵送継続希望調査

定例会資料の郵送継続希望について下記アンケートのご回答をお願いします。

【回答期限】

令和6年10月7日（月）

【提出方法】

- ・横浜市電子申請・届出システムによる申込み

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/dfc1fcf3-3902-45e1-8816-e7e491f2efc4/start>

- ・地域振興課宛てに本アンケートの提出（mail・FAX・郵送）

Mail: ko-jichikai@city.yokohama.jp

FAX : 045-540-2245



←電子申請システム
申込みはこちら

----- ↓アンケート↓ -----

自治会町内会名

担当者名

(1) 港北区連合町内会定例会資料の郵送継続を希望しますか。（□に✓を入れてください。）

郵送継続を**希望する**

郵送継続を**希望しない**（郵送を中止し、HP上でデータを確認）

※HP上の資料データは下記のキーワードで検索し、確認してください。

港北区連合町内会 定例会会議資料

検索



(2) 定例会資料の郵送に関してご意見があれば記入してください。

回答は以上です。ご協力ありがとうございました。

令和6年9月吉日

日吉・綱島・大曽根・城郷・新吉田・新吉田あすなろ地区 連合町内会長様

港北区スポーツ協会
会長 嶋村 公

令和6年度「港北区地域スポーツ功労賞」表彰候補者の推薦について（依頼）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろより、地域スポーツの普及・振興・指導・育成・強化に御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、港北区スポーツ協会では、貴連合町内会構成員の中で、地域におけるスポーツの普及振興のために寄与されている個人・団体に対し、その功績に報いるため、港北区地域スポーツ功労賞を授与しております。

つきましては、別紙の「地域スポーツ功労賞の被表彰者の選び方について」をお読みいただき、1名の候補者を御推薦くださいますようお願い申し上げます。

※ 対象者の方は令和7年2月15日（土）港北公会堂にて開催のスポーツシンポジウムに表彰を行います。

1 提出書類

港北区地域スポーツ功労賞候補者推薦書（様式1）

2 提出期限

令和6年11月20日（水）必着

※ 11月20日の区連会でご提出していただくかメールまたはFAXで提出してください

3 提出先ならびに問合せ先

港北区スポーツ協会

港北区スポーツ協会

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町518-1 港北スポーツセンター内

TEL: 045-533-0865 FAX: 045-533-0867

MAIL kouhoku.taikyo@gmail.com

事務所開所時間：火曜日・木曜日 10時～15時

地域スポーツ功労賞の被表彰者の選び方について

(参考)

地域スポーツ功労賞の被表彰者を選ぶ際の参考にお使いください。必ずしも下記内容の基準で選ぶ必要があるわけではありません。

	被表彰者の例
1	地域の小学校・中学校で子どもたちのスポーツの監督・コーチなど運営に長年携わっている方。 ※ 少年野球・サッカー・ミニバスケットボールなど。
2	地域活動・クラブのスポーツの監督・コーチなど・運営に長年携わっている方。 ※ 野球・サッカー・テニス・バドミントン・卓球・ゲートボール・ダンス・柔道・バレーボールなど。
3	ボランティアで地域のスポーツにとりまとめなど運営・指導などに長年携わっている方。 ※ ソフトバレーボール・インディアカなどのスポーツ。
4	学校開放や河川敷・公園などのスポーツ施設の管理・警備などに長年携わっている方。

【注意事項】 港北区スポーツ協会の加盟団体の役員は除く

[様式1]

港北区地域スポーツ功労者表彰推薦書

令和 6年 月 日 提出

ふりがな				性別	男・女
氏名					
生年月日	年	月	日	(令和 7年 2月1日 現在 歳)	
住所	〒	港北区			
連絡先			緊急連絡先		
(推薦理由)					

(略歴) スポーツに関する事項					
年 月～ 年 月					

年 月～ 年 月					

年 月～ 現在に至る					

年 月～ 年 月					

(推薦者氏名)		連合町内会名			
住所				連絡先	
会長名			印		

令和 6 年 9 月 20 日

地区連合町内会長 各位

港北区交通安全対策協議会会長
港 北 区 長 竹 下 幸 紀

令和 6 年度港北区交通安全功労者の推薦について（依頼）

日頃より、区政への御理解・御協力、並びに交通安全対策に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、港北区交通安全対策協議会では、交通道德の普及及び高揚のため、交通安全の推進に功績のあった個人または団体の表彰を行っております。

今年度も、別紙の「港北区交通安全対策協議会表彰規程」及び「港北区交通安全対策協議会表彰細則」に基づいて表彰を行います。

つきましては、貴連合町内会から功労者の御推薦をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

- | | |
|------------|--|
| 1 表彰推薦者数 | 1 名または 1 団体 |
| 2 提出物 | 推薦書（個人・団体により様式が異なります） |
| 3 推薦書提出期限 | 令和 6 年 10 月 22 日（火） |
| 4 提出先 | 港北区役所地域振興課地域活動係 |
| 郵送の場合 | 〒222-0032 港北区大豆戸町 26-1 |
| E-Mail の場合 | ko-chishin@city.yokohama.jp |
| 5 表彰式（予定） | 12 月 6 日（金）午後 3 時から 港北公会堂ホール
「港北区安全・安心のつどい」において表彰予定 |

※港北区交通安全功労者の推薦は、既に区長表彰、市長表彰、県知事表彰を受賞した方は対象外になりますので、別紙「過去の交通表彰受賞者（個人・団体）」の表彰者一覧に名前のない方・団体（区長表彰、市長表彰、県知事表彰のいずれも受賞したことのない方・団体）を推薦していただきますようお願いいたします。

※おおむね 3 年以上交通安全活動に従事し、現在も活動を行っている個人または団体の御推薦をお願いします。

担当 港北区役所地域振興課 小松・毛呂・東

TEL : 5 4 0 - 2 2 3 5

FAX : 5 4 0 - 2 2 4 5

【様式1-1】

推薦書（個人）

港 北 区 長

推薦者名 _____

交通安全功労者として次のとおり推薦します。

ふりがな			男 女	生年 月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	年齢	歳	
氏名										
住所	〒 電話				職業又は 交通安全関係の役職 等					
功 労 の 概 要										
表 彰 歴	表彰区分	表彰年月日			表彰内容					
		昭和 平成 令和			年	月	日			
		昭和 平成			年	月	日			
		昭和 平成 令和			年	月	日			

【様式1-2】

推薦書（団体）

港 北 区 長

推薦者名 _____

交通安全功労者として次のとおり推薦します。

ふりがな				設立年 (結成)	明・大・昭・平 年 月 日
団体の名称					
所在地	電話				
ふりがな				〒	
代表者氏名			代表者 住所	電話	
功 労 の 概 要					

記入例

推薦書（個人）

港北 区 長

交通安全

表彰状作成のため、正確にご記入ください。
(漢字が外字の場合は別添で提出お願いします。)

署名

ふりがな	よこはま	たろう	男	生年	大正	〇年〇月〇日	年	〇	歳
氏名	横浜	太郎	女	月日	昭和		齢		
住所	〒 〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇					職	〇〇区交通指導員		
功 勞 の 概 要	<p>例</p> <p>被推薦者は、交通安全に深い理解と関心を示し、平成〇年より現在まで、〇〇区交通指導員として、地域の交通安全活動を行っている。 各季の交通安全運動では、キャンペーンに積極的に参加し、平成〇年からは〇〇の活動に取り組んでいる。 その行動力だけではなく人格等について、地域の信望が厚い。</p> <p>被推薦者のこれまでの交通安全にかかわる活動内容について、<u>具体的にご記入ください。</u></p>								
表 彰 歴	表彰区分	表彰年月日			表彰内容				
		昭和	平成	〇年 〇月 〇日					
		令和							
		昭和	平成	年 月 日	交通安全に係る他の受賞歴があればご記入ください。				
		令和							

推薦書（団体）

港 北 区 長

推薦者名 _____

交通安全功労者として表彰された団体

ふりがな	株式	<p>※表彰状作成のため、正式名称を正確にご記入ください。 (漢字が外字の場合は別添で提出お願いします。)</p>		昭平
団体の名称	株			〇月〇日
所在地	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 横浜市中区港町1-1 電話 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇			<p>※表彰決定後、通知文を事務局から出す宛先となります。団体の所在地と同じ場合は「同上」と記入をお願いします。</p>
ふりがな	よこはま	たろう	代表者住所	
代表者氏名	横浜	太郎		
功 勞 の 概 要	<p>例</p> <p>株式会社ヨコハマは、例年行われる交通安全運動の期間中、事務所内にPRポスターを掲示するほか、各支店や周囲の会社にもポスターの掲示を積極的に依頼しており、地域の交通安全運動の啓発活動に取り組んでいる。</p> <p>また、交通安全運動期間中を中心に、老人会、町内会などとも協力してイベントや講演会に参加し、交通事故防止に努めている。</p>			
	<p>被推薦者のこれまでの交通安全にかかわる活動内容について、 具体的にご記入ください。</p>			

港北区交通安全対策協議会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、交通道德の普及及び高揚のため、交通安全の推進に功績のあった個人又は団体を表彰することを目的とする。

(表彰方法)

第2条 表彰は、港北区交通安全対策協議会（以下会長という。）が行うものとし、表彰状及び記念品を授与するものとする。また、表彰に当たっては「交通安全大会」において行う。

(表彰基準)

第3条 表彰は、次の各号の一に該当するもので、その業績又は功労が特に顕著で他の範とするものに対し行う。

- (1) 地域における交通安全指導、交通安全教育等に尽力し、多大な成果をあげたもの。（交通指導・安全教育）
- (2) 交通器資材の整備又は道路の清掃等に尽力し、交通安全の環境づくりに寄与したもの。（環境整備）
- (3) 資材、物品、施設等を寄付し、交通安全推進に寄与したもの。（寄付）
- (4) その他交通安全推進に寄与したもの。（その他）

(推薦及び決定方法)

第4条 推薦に当たっては、港北区交通安全対策協議会委員が会長に推薦し、会長がこれを決定するものとする。

(表彰事務)

第5条 本表彰に係る事務は、港北区役所総務部地域振興課が行う。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は昭和45年9月26日から施行する。

附 則

この規程は平成6年8月1日から施行する。（一部改正）

港北区交通安全対策協議会表彰細則

港北区交通安全対策協議会表彰規程（以下「規程」という。）に基づく表彰の実施については、この細則の定めるところによる。

第1条 規程第3条に定める対象者は、次の基準に該当する個人又は団体とする。

- (1) 第1号、第2号及び第4号については、その活動が長期にわたって常時又は定期的に継続されているもの。
- (2) 第3号については、原則として、表彰を受ける前年度若しくは前々年度に行われたもの。

第2条 過去に本表彰を受けたものは、規程第3条に定める対象者となることできない。

第3条 規程第4条に定める推薦方法は、次のとおりとする。

- (1) 推薦は、本協議会委員である各地区連合町内会長及び港北交通安全協会長を通じて行うものとする。ただし、その他会長において特に表彰の必要があると認めた者（又は団体）については、会長が推薦するものとする。
- (2) 推薦に当たっては、推薦書（様式1-1、1-2）により推薦するものとする。

第4条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この細則は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年9月5日から施行する。

令和6年9月吉日

港北区連合町内会長 各位 様

港北防犯協会長
川島武俊
港北警察署長
笠 佳孝

令和6年度防犯功労者の推薦について

紅葉の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

皆様には、平素から港北区内の防犯活動に深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、港北防犯協会では防犯活動の推進と、その発展向上に功績のあった方々の表彰を行っておりますが、今年度につきましても、防犯活動にご尽力頂いている方々に感謝状を贈呈いたします。

つきましては、貴連合町内会において個人1名又は1団体の推薦を賜りたくお願い申し上げます。

記

1 表彰推薦者数

1名または1団体

2 推薦書の提出

10月22日(火) 港北区連合町内会 10月定例会で受け付けます。

3 開催内容

- ・功労者表彰
- ・表彰状伝達式
- ・感謝状贈呈

*表彰式は 12月6日(金)開催予定の「港北区安全・安心のつどい」(港北公会堂)において行います。

*過去の受賞者を知りたい場合は事務局に照会して下さい。

* 事務局

港北防犯協会 547-0110(電話・FAX 兼用)
港北警察署生活安課防犯少年係 546-0110(内線261)

推 薦 書

次の者を「防犯功労者」として推薦します

<input type="checkbox"/>	個人
<input type="checkbox"/>	団体

*いずれかに○

住 所	
電話・FAX	
職業・勤務先	
所属団体名 及び役職	
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	
功 労 内 容	

令和 年 月 日

港北防犯協会長 殿

港北警察署長 殿

所属団体名 _____

会長 _____

* 該当のない欄は斜線等で消してください

第4期「ひっとプラン港北」地区計画ニュースについて（情報共有）

昨年に引き続き、地区計画ニュース作成の依頼文を、9月下旬を目途に各地区の「ひっとプラン港北」地区計画推進委員会等の代表者様宛に送付します。

地区連長のみなさまにつきましては、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

なお、この内容については、各地区社会福祉協議会長・事務局長へ情報提供して参ります。

1 参考資料

別紙1 送付文案

別紙2 「ひっとプラン港北」地区計画ニュース（令和5年度版）（机上配付資料）

【事務局】 港北区役所福祉保健課事業企画担当
Tel : 540 - 2360 Fax : 540 - 2368
E-mail : ko-fukuhoplan@city.yokohama.jp

港北区社会福祉協議会
Tel : 547 - 2324 Fax : 531 - 9561
E-mail : hokuhoku@kouhoku-shakyo.jp

【情報提供】

地区の代表宛に依頼文を送付します。

別紙1 参考資料

「ひっとプラン港北」
地区計画推進委員会 代表者様

港北区福祉保健課
港北区社会福祉協議会

第4期「ひっとプラン港北」地区計画ニュースの作成について（依頼）

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より港北区の福祉・保健の向上にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、第4期「ひっとプラン港北」地区計画について、昨年に引き続き、各地区計画推進委員会等での地区計画ニュース作成のご協力をお願いいたします。

1 仕様

A4サイズ両面2頁 カラー

2 内容

(1) 表面 ※各地区で作成

地区計画の愛称及びスローガン、令和6年度の取組、令和7年度に向けて 等

(2) 裏面 ※事務局で作成

「ひっとプラン港北」の概要等（全地区共通）

3 スケジュール

令和6年9月	作成依頼
令和7年2月28日	各地区より原稿提出〆切 ※1
令和7年3月中	事務局にて印刷
令和7年4月～	各地区で配布

4 提出方法・締め切り

データ（word、Excel、PDF等）で作成し、下記メールアドレスまでご提出ください。

提出先：ko-fukuhoplan@city.yokohama.jp 【提出〆切：令和7年2月28日】

※1 提出方法のご相談がございましたら下記へご連絡ください。

5 配布方法

(1) 自治会町内会での回覧等、各地区の状況に応じて広報を実施。

(2) (1)の他、区役所、区社協、地域ケアプラザ等で配布。

6 その他

港北区内各地区の連合町内会長、各地区社会福祉協議会長・事務局長へも同内容を情報提供しております。

7 参考

別紙「ひっとプラン港北」地区計画ニュース（令和5年度版）

※過年度版のファイルデータが必要な場合は下記へご連絡ください。

【事務局】港北区役所福祉保健課事業企画担当

Tel：540 - 2360 Fax：540 - 2368

E-mail：ko-fukuhoplan@city.yokohama.jp

港北区社会福祉協議会

Tel：547 - 2324 Fax：531 - 9561

E-mail：hokuhoku@kouhoku-shakyo.jp

東部方面斎場（仮称）整備通信

No.7 令和6年9月

発行：横浜市健康福祉局環境施設課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

TEL:045-671-4386 FAX : 045-664-6753

E-Mail: kf-saijyoseibi@city.yokohama.jp

東部方面斎場（仮称）の整備は、昨年度に実施設計を終え、斎場の設備工事に着手しました。また、今年度に入り建物本体工事にも着手しています。

今回の整備通信では、現在の整備事業の進捗状況や今後の工事工程等についてお知らせします。

◆斎場整備事業の進捗状況等について

○現場写真（令和6年7月時点）



上の写真は令和6年7月時点の整備地の写真です。建築工事の施工者が大成・松尾・渡辺建設共同企業体に決定し、現場に仮囲いが設置されました（右上写真参照）。また、7月から地盤改良の工事に着手しました（右下写真参照）。

工事現場の隣接地には2棟の仮設現場事務所も設置され、本格的に工事が始まっています。

○完成イメージパース（設計時のイメージのため、完成後の実物とはやや異なる場合があります。）



◆整備概要について



【計画地】・鶴見区大黒町 18 番地の 18

【建物の規模】・敷地面積 約 11,000 ㎡
・延床面積 約 22,000 ㎡
・階数 地上 4 階/地下 1 階

【整備費】・約 251 億円

【各階の主な配置】

- 4 階：機械室、津波避難スペース
- 3 階：休憩室
- 2 階：火葬炉、告別収骨室、車寄せ
- 1 階：葬儀式場
- 地下 1 階：駐車場（1 階とあわせて約 150 台）

◆今後のスケジュール（予定）

○建物本体工事の工程

斎場建物の完成は令和 8 年 12 月下旬を予定しており、供用開始時期は令和 9 年 3 月中となる見込みです。



◆説明会のご報告

斎場整備事業についての説明会を鶴見区の生麦地区センターで実施しました。

〈開催日〉第1回：令和6年7月26日（金）、第2回：令和6年7月27日（土）

※各回とも同一内容。

※説明会の概要については、横浜市ホームページに掲載しています。

〈主な質疑内容〉

○待機の車両が産業道路上に並ばないようにしてほしい。

- 今回の工事にあたっては、施工業者に産業道路で待機させないということを徹底しています。産業道路から来た車両については、まず整備地に入れて待機させます。作業後は構内を回って産業道路へ退場します。また、作業員の通勤車両については、東側の現場事務所がある敷地に駐車場を設け、路上駐車させないように徹底していきます。

○整備費は今後増加するのか。

- ニュース等でご存じかと思いますが、建設費はここ何年かで上がってきております。工事は契約しましたが、今後の物価高騰による影響を受ける可能性がありますので、整備費については増加する可能性があります。もし急激な物価高騰が発生した場合は、それに対応する制度に基づき、施工業者と協議した上で適切な対応をとっていきます。

事業の進捗状況は、この「整備通信」やホームページなどを通じてお知らせしてまいります。

令和6年度

地域づくり大学校「港北つなぎ塾」

自治会町内会と活動団体の 連携のポイント

「連携を通じて自団体の問題を解決しよう！」

新しい人が入ってこない。いつも同じメンバーばかり。他の団体が協力してくれない。市民活動団体も自治会町内会等も、それぞれ似た悩みを抱えています。でも、互いに連携したら新しい打ち手が見えてくるかもしれません。問題が解決できる、そんな連携のつくり方を一緒に考えてみませんか？

第1回目：10月16日（水）14:00～16:00
「地域共生社会に必要な連携のポイント」
研修内容：講義、グループワーク
講師：松原 明氏

講師紹介
1960年 大阪生まれ
1994年 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会を設立。NPO法、認定NPO法人制度、寄付の税額控除制度、千葉県や市川市等で協働提案事業制度などの制度づくりを行う。
2022年 共著「協力のテクノロジー」出版
2023年 NPO法人協カアカデミー設立。代表理事。
2024年 オンラインスクール「協カアカデミー」開校

第2回目：11月13日（水）14:00～16:00
「連携の事例紹介」
研修内容：事例紹介、グループワーク
講師：鈴木 智香子氏

講師紹介
・NPO法人街カフェ大倉山ミエル 代表理事
・地域のチカラ応援事業卒業団体
・横浜市港北区民をはじめとする市民に対して、地域のコミュニティーづくりに関する事業を行い、横浜市港北区大倉山を中心に地域のまちづくりを推進している。

各回共通事項

- 申込：10月9日（水）締切
- 定員：50人（申込多数の場合は抽選）
- 場所：港北区役所4階1号2号会議室
- コーディネート：NPO法人街カフェ大倉山ミエル
- 主催：港北区役所地域振興課 地域力推進担当

TEL:045-540-2247

Email:ko-chikara@city.yokohama.jp



↑ 申込フォームはこちら



第79号

港北区スポーツ推進委員
連絡協議会広報紙

活き 生き スポ進

KOHOKU

令和6年7月発行

●発行者
港北区スポーツ推進委員連絡協議会
●編集
港北区スポーツ推進委員広報委員会
●事務局
横浜市港北区大豆戸町26-1
横浜市港北区役所地域振興課内
電話 045-540-2238
FAX 045-540-2245

開催予定のイベント

1年を通じて様々なスポーツ関連イベントを開催しています。
参加申し込み、お問い合わせは、事務局までお気軽にご連絡ください。

11月 ペタンク大会

- 開催日 令和6年11月10日(日)
- 会場 鶴見川樽町公園多目的広場
- 募集時期 9月(予定)
- 対象 小学3年生以上の
区内在住、在勤、在学者



前回大会参加者数	138人
前回大会スポーツ推進委員動員人数	36人

1月 駅伝大会

- 開催日 令和7年1月19日(日)
- 会場 日産フィールド小机
(新横浜公園周回コース)
- 募集時期 10月(予定)
- 対象 区内在住、在勤、在学者等



前回大会参加者数	874人
前回大会スポーツ推進委員動員人数	60人

3月 グラウンドゴルフ大会

- 開催日 令和7年3月2日(日)
- 会場 鶴見川樽町公園多目的広場
- 募集時期 1月(予定)
- 対象 小学4年生以上の
区内在住、在勤、在学者



前回大会参加者数	401人
前回大会スポーツ推進委員動員人数	55人

港区内13地区の行事予定は中面をご覧ください。

令和6年度港北区スポーツ推進委員連絡協議会 事業計画

※掲載しているイベントは当日の天候等により、開催方法の変更や、延期の可能性がありますので、詳細は事務局にお問い合わせください。

開催期日	事業名	会場	区分	
4月14日	第29回小机城址まつり	小机城址市民の森本丸広場	協力	
5月12日	2024ワールドトライアスロン・パラトライアスロンシリーズ 横浜大会	山下公園周辺	協力	
6月2日	港北区スポーツ推進委員連絡協議会 全体研修会	横浜ラポール	主催	
6月7、8日	関東スポーツ推進委員研究大会	千葉県成田市	—	
7月21日	横浜北部4区 スポーツ推進委員交流会	青葉スポーツセンター	主催	
7月21日	小学生スポーツフェスティバル	港北スポーツセンター	主催	
9月29日	横浜八景島トライアスロンフェスティバル	横浜・八景島シーパラダイス周辺	協力	
10月中旬	横浜市身体障害者運動会	横浜ラポール	協力	
10月27日	横浜マラソン2024	みとなみらい地区スタート・ゴール	協力	
11月10日	第29回港北区ペタンク大会	樽町公園多目的広場	主催	
11月14、15日	全国スポーツ推進委員研究協議会	宮崎県宮崎市	—	
11月30日	ふるさと港北ふれあいまつり	横浜アリーナ	協力	
令和6年	1月19日	第40回港北駅伝大会	日産フィールド小机(予定)	主催
令和7年	1月19日	横浜市スポーツ推進委員大会	関内ホール	協力
2月8日(予定)	神奈川県スポーツ推進委員大会	川崎市	協力	
2月15日	港北区スポーツシンポジウム	港北公会堂	主催	
3月2日	第38回港北区グラウンドゴルフ大会	樽町公園多目的広場	主催	

定例会議・専門委員会

会場 区役所1号会議室

種類	開催回数等
地区会長会	毎月第3水曜日
広報委員会	年6回+1回
ペタンク委員会	年3回+役員説明会
駅伝委員会	年4回+代表者・役員説明会 +小委員会(一部委員)
グラウンドゴルフ委員会	年3回+役員説明会



令和6年度 地区別年間行事一覧(令和6年4月~令和7年3月)

	日吉	網島	大曾根	樽町	菊名	師岡	大倉山
4月							21日(日) 第48回大倉山地区 ソフトボール大会 要項説明会&抽選会
5月		25日(土)・26日(日) 網島子どもすもう大会 		12日(日) 樽町連合町内会 ベタンク交流会 			19日(日) 第48回大倉山地区 ソフトボール大会
6月			23日(日) 第30回大曾根 ベタンク交流大会 			9日(日) 師岡地区ベタンク大会	8日(土) 春のグラウンドゴルフ 交流会
7月				27日(土) 樽町夏祭り盆踊り大会	7日(日) 菊名地区ベタンク大会	月末 師岡連合町内会緑日盆 踊り	6日(土) 大倉山地区 ベタンク交流会
8月		10日(土)・11日(日) 網島盆踊り大会 17日(土) 網島・大曾根・樽町子どもたち交流のタペとお化け大会 24日(土)・25日(日) 諏訪神社例大祭	3日(土)・4日(日) 大曾根盆踊り				4日(日) 第13回大倉山地区 サマーデイキャンプ 未定 学家地連スポーツ大会
9月	1日(日) 郵便局長杯 グラウンドゴルフ大会 7日(土) 日吉地区ベタンク大会		8日(日) 大曾根祭礼・神輿 				1日(日) 大倉山地区相撲大会
10月		13日(日) 網島スポーツフェスティバル 10月以降 駅伝大会 強化練習開始 	13日(日) 健民祭 	13日(日) 樽町連合町内会体育祭	13日(日) 菊名地区大運動会 (健民祭) 	6日(日) 師岡地区 グラウンドゴルフ大会 	5日(土)・6日(日) 大倉山地区祭礼 20日(日) 第52回大倉山地区健民祭
11月	9日(土) 日吉地区健民祭 スポーツフェスティバル 	17日(日) 網島グラウンドゴルフ 大会・予選会		3日(日・祝) 樽町連合町内会 グラウンドゴルフ大会 予備日:17日(日) 		未定 連町防災訓練	2日(土) 大倉山地区ウォーキング集い 未定 港北高校あすなろ交流会 23日(土・祝) 太尾ささえあい祭り
12月			1日(日) 第8回大曾根 グラウンドゴルフ 交流大会		1日(日) 菊名地区 グラウンドゴルフ大会	8日(日) 師岡連合町内会 もちつき大会 	14日(土) 秋のグラウンドゴルフ 交流会
1月							未定 3団体賀詞交歓会
2月							未定 第26回ソフト バレーボール交流会
3月		下旬 網島桜まつり 	大曾根 ①生涯スポーツ普及活動 (ベタンク、グラウンドゴルフ) 4~6・10月の第2・4日曜日 ②生涯スポーツ普及活動 8月を除く2024年4月~2025年3月の毎週火・金曜日 ③さわやかランニング教室 6月9日(日)、9月23日(月・祝)、11月17日(日)				29日(土) さくら祭り
通年その他				師岡 ①さわやかスポーツ (ソフトバレー) 毎月第1・3・5土曜日 ②さわやかスポーツ (グラウンドゴルフ) 毎週土・日曜日			

篠原	城郷	新羽	新吉田	新吉田あすなる	高田	
	14日(日) 第29回小机城址まつり	21日(日) 新羽地区モルック大会				4月
26日(日) 自治会交流 グラウンドゴルフ大会		11日(土)・25日(土) モルック教室 19日(日) 第29回新羽地区ベタンク大会	19日(日) 第23回地区ベタンク大会		19日(日) 第25回高田地区 ベタンク大会	5月
23日(日) ユニホック体験会	16日(日) 前期グラウンド ゴルフ大会 予備日:23日(日)	8日(土)・22日(土) モルック教室 16日(日) 第30回新羽地区 インディアカ大会				6月
		7日(日) 新羽地区子ども相撲大会	27日(土) 新吉田連合 納涼フェスティバル			7月
		4日(日) 新羽地区ペットボトル ロケット大会 17日(土) 第33回新羽 サマーフェスティバル 24日(土) 第51回新羽地区健民祭全体会		17日(土) あすなるふれあい夏祭り		8月
	8日(日) 城郷地区ベタンク大会				23日(月・祝) 第2回たかた防災 ふれあいまつり/ 港北駅伝大会練習会	9月
未定 2024フェスタしのはら 14日(月・祝) 第47回健民祭	13日(日) 城郷地区健民祭	6日(日) 新羽神輿渡御 13日(日) 北新羽神輿渡御 20日(日) 第51回新羽地区健民祭 27日(日) マルナカ祭	13日(日) 大運動会 20日(日) 第20回地区 グラウンドゴルフ大会	6日(日) あすなる スポーツフェスティバル 26日(土) 新田中フェスティバルバザー	20日(日) 港北駅伝大会練習会	10月
	3日(日・祝) 歩け歩け大会(みかん狩り) 予備日:17日(日)	23日(土・祝)・24日(日) 新羽コミハこっぽらっば フェスティバル		17日(日) あすなる地域防災訓練	24日(日) 第38回高田地区 グラウンドゴルフ大会	11月
		1日(日) 第27回新羽地区 グラウンドゴルフ大会 8日(日)・15日(日)・ 22日(日) 第40回港北駅伝大会 定期練習会	1日(日) 港北駅伝大会第1回練習 8日(日) 港北駅伝大会第2回練習			12月
8日(日) 後期グラウンドゴルフ大会		5日(日)・12日(日) 第40回港北駅伝大会 定期練習会 26日(日) 新羽町連合町内会賀詞交換会			1・8・15・22日(日) 港北駅伝大会練習会	1月
下旬 篠原地区 おとなのスキーツアー			未定 視察研修会		12日(日) 港北駅伝大会練習会	2月
14日(金)~16日(日) 第29回篠原地区 親子スキー教室				30日(日) あすなる地区ベタンク大会		3月
大倉山 ①さわやかスポーツ(ソフトバレー専門部会) ソフトバレーボール 毎週土・日曜日 ②太尾走ろう会(駅伝部会) 毎月第2日曜日 ③駅伝大会強化練習会 11~12月予定						通年その他

第34期 スポーツ推進委員 全体研修会

開催日：令和6年6月2日 会場：障害者スポーツ文化センター横浜ラポール

横浜ラポールにて、港北区スポーツ推進委員全体研修会に参加し座学と実技の研修を受講しました。

座学研修では、施設の紹介や障がい者スポーツについてビデオ視聴を通して学びました。実技研修では健常者、障がい者分け隔てなく楽しめるスポーツの“ボッチャ”を実際に体験しながら競技のルール、指導の方法などを教えて

いただきました。お子様からご高齢の方まで、それぞれにあった楽しみ方を知りました。

今回の研修で得た知識、体験を地域の皆様に共有し、広めていきたいと思えます。

大曽根地区スポーツ推進委員
青山美奈子



令和6年度 関東スポーツ推進委員協議会表彰

綱島地区スポーツ推進委員会 会長 小泉 誠

この度はこのような表彰をいただき、誠にありがとうございました。少しでも地域の活性化に役に立ちたい、また同時に育ててくれた地域に少しでも恩返しをしたい、地域との交流をさらに深めたいとの思いからスポーツ推進委員を長年続けてまいりました。良き先輩・後輩に恵まれて今日に至っております。



今後とも地域に根差した活動を続けていく所存ですので、皆さま方の更なるご協力をお願い致します。最後に休日を自由にさせてもらった家族に感謝したいと思います。

日吉地区スポーツ推進委員会 会長 喜田 賢次

スポーツ推進委員になって既に四半世紀が過ぎ、体育指導員からスポーツ推進委員に名称が変わっても、やっている事は同じです。スポーツが健康増進、地域活性化に役立つとは言え、楽しむ人やスポ推の高齢化は止まりません。



今後は若い人にも魅力的なニュースポーツに取り組んでみたいです。

新区長のご挨拶

4月に港北区長に着任しました、竹下幸紀です。

スポーツ推進委員の皆様には、日頃から地域での活動だけではなく、横浜マラソンなどをはじめとした市全体のスポーツ振興活動にも幅広くご尽力いただき心より感謝申し上げます。



コロナの影響も落ち着き、スポーツ推進委員の皆様におかれましては、各地域での活動に精を出されていることと思われまます。私自身もスポーツを行う者として皆様の活動に感謝するとともに、引き続き地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション事業の普及にお力添えをいただきますようお願いいたします。

港北区長 竹下 幸紀

秋麗に美しき舞を

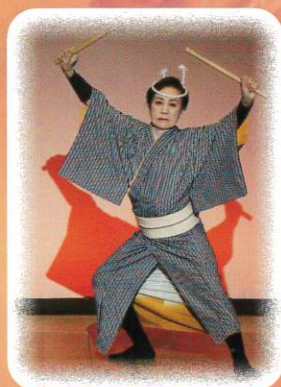
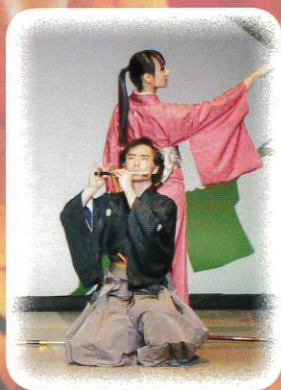
お楽しみください

二〇二四 港北芸術祭

港北芸能大会

令和六年十一月三日(日)

入場無料



開場 10時00分

開演 10時30分

会場
港北区民文化センター
ミズキーホール

東急新横浜線「新綱島駅」直結
東急東横線「綱島駅」徒歩3分

港北芸能協会

寛紫郎の会	会主	坂東寛紫郎
翠月会	会主	一条翠穂
夢利会	会主	夢月賀奈友
伊織会	会主	藤原利伊織
匠扇会	会主	藤里川媛香
貴美会	会主	弥生貴京華
秀華会	会主	眞子秀華
弥生会	会主	桜川梅之
劍舞会	会主	梨羽凌雲
秀麗会	会主	関野秀麗

主催 港北区役所 港北芸能協会 港北芸術祭実行委員会

参加申込書



©横浜市港北区ミズキー

日時

10月10日(木)午後2時から午後4時45分(午後1時30分開場)

- ① 「GREEN×EXPO 2027」地域説明会午後2時から午後3時15分
- ② 公園愛護のつどい 午後3時30分から午後4時45分

場所

港北区民文化センター ミズキーホール
(住所:綱島東一丁目9番10号 新綱島スクエア)

内容

- ① 山中 竹春 横浜市長による「GREEN×EXPO 2027」の説明など
- ② グリーンアドバイザー 香山 三紀氏による講演

対象

自治会町内会の皆様をはじめ、
各種団体で地域活動をされている皆様

申請は
こちら



申込み

(※9/30まで)

- 横浜市電子申請・届出システムで申請
- 申込書に必要事項をご記入の上、FAXかEメールで提出

参加申込書

FAX:045-540-2209 / Eメール:ko-kikaku@city.yokohama.jp

1 自治会・町内会名

2 担当者名・電話番号

3 参加者一覧

	お名前	役職 (自治会・町内会の 役職を記入ください)	いずれかを○で囲ってください
1			両方参加 ・ ①のみ参加 ・ ②のみ参加
2			両方参加 ・ ①のみ参加 ・ ②のみ参加
3			両方参加 ・ ①のみ参加 ・ ②のみ参加
4			両方参加 ・ ①のみ参加 ・ ②のみ参加

※ 記入いただいた個人情報は、本地域説明会に関する目的にのみ使用し、他の目的には使用しません。

CHOI-YORI-SANPO



2024
10.16
wed
|
12.15
sun

こうほくの商店街

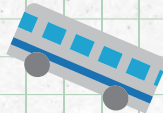
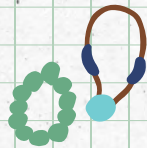
ちよいより散歩

CHOI-YORI-SANPO

400名様に当たる!!

港北区内商店街の107店舗が参加!

参加店舗でお買い物をしてスタンプGET!
豪華賞品があたる抽選に応募しよう♪

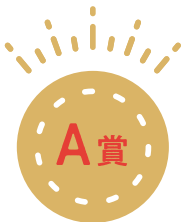


スタンプカードを
手に入れて参加してね

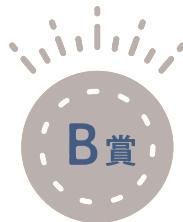
応募締切

12/16
mon

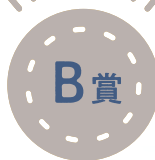
お買い物でスタンプを集めて抽選に応募しよう!



スタンプ 6個



スタンプ 3個



W
チャンス!!

抽選で外れた方の中からミズキー
グッズを300名様限定プレゼント



※港北区商店街連合会より提供。写真は賞品の一部です。

スタンプカード付冊子配布先

- 区の公共施設
(区役所・地区センター等)
- 参加店舗

冊子



スタンプカード



スタンプを
集めたらポストに
投函するだけ!

参加店・賞品詳細

参加方法・参加店舗・賞品など、詳しくは
冊子やホームページでチェックしよう

ちよいより散歩



GREEN
X
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

主催 港北区・港北区商店街連合会

お問合せ 港北区役所地域振興課

TEL : 045-540-2234

第40回記念大会

港北駅伝大会

2025年1月19日(日) 日産フィールド小机

港北区内にゆかりのある著名人ゲストへ出演依頼中!?

今年度限定で「親子の部」を創設!
参加チームには漏れなく参加賞を授与します!

募集期間

インターネット申込

(日付変更まで)

2024年 10/1(火) ▶ 10/31(木)

郵便申込

(必着)

2024年 10/1(火) ▶ 10/25(金)

募集要項 (部門・参加料)

レース	第1レース			第2レース				第3レース	
部門	一般男子	高校男子	高校女子	一般混合	一般女子	中学男子	中学女子	親子 <small>(小学生の子どもとその親)</small>	連合町内会
人数	5人	6人	6人	6人	6人	6人	6人	2人	9人
募集チーム数	60チーム	25チーム	15チーム	100チーム				25チーム	
参加料	10,000円	【港北区内】4,500円 【港北区外】5,500円		10,000円		3,000円		4,000円	5,000円

※親子の部を除き、各レース上限100チームを超えない範囲で部門の定員を調整する場合がございます。

(例: 応募締切時点での各応募数が「一般男子: 70」「高校男子: 15」「高校女子: 15」の場合、「一般男子」を70に調整するなど)

※応募チーム多数の場合は下記の優先順位で選考をしたうえ、なお超えたチームは完全抽選を行います。

①第1優先: 区内(★在住/在学/在勤)のみで構成 ②第2優先: 区内(★)が構成員に1人以上いる ③優先なし: 区外のみで構成

※第40回記念大会限定で新設した「親子の部」は、連合町内会がスタートしてから5分後に第1走者である親がスタートとなります。

タイム計測は行わず、順位も設けませんが、メモリアルRUNとして参加者全員に参加賞を贈呈する予定です。

大会概要

大会名称 第40回港北駅伝大会
日時 2025年1月19日(日)
※雨天決行、荒天中止(路面凍結、積雪等)
スタート 第1レース: 9時00分
第2レース: 10時50分(予定)
第3レース: 12時40分(予定)
※「親子の部」は連合町内会がスタートしてから5分後にスタート
会場 日産フィールド小机(新横浜公園周回コース)



港北駅伝

検索



主催: 港北駅伝大会実行委員会 共催: 横浜マラソン組織委員会
後援: 港北区スポーツ推進委員連絡協議会・港北区陸上競技協会
港北区中学校体育連盟・港北区連合町内会・港北区スポーツ協会・港北区役所
協力: 医療法人五星会 菊名記念病院・横浜市陸上競技会 有志・横浜市港北スポーツセンター

詳細はこちら



ドン・キホーテと その時代の音楽

～音楽は歌い、語り部は紡ぐ～

2024年
11月30日(土)

15:00開演(14:30開場)

港北公会堂

(東急東横線「大倉山駅」から徒歩7分)

放浪の《騎士》ドン・キホーテの旅物語を、
17世紀当時のスペイン音楽と朝岡聡の語りで
生き生きとお届けするスペシャルなエンタテインメント！
スペインのバロック演奏のスペシャリスト達により
実現する夢の音楽空間がここに…。

リコーダーや
古楽器が大集合！
子どもから大人まで
楽しめる内容です

音楽で17世紀
ドン・キホーテの時代に
タイムスリップ！

●プログラム

エレディア：第8旋法によるバッターリア
カベソン：「騎士の歌」によるディファレンシヤス
カバニーリエス：皇帝のバッターリア 他

●出演

朗読：朝岡 聡(フリーアナウンサー&コンサート・ソムリエ)

演奏：Medio Registro(メディア・レジストロ)

古橋潤一(Rec)／川久保洋子(Vn)

森川麻子(Gamb)／西澤央子(Vc)

能登伊津子(Org)／西山まりえ(Cem&Hp)

近藤郁夫(Perc)

脚本・演出：やまみち やえ

●チケット(全席指定)

《前売》一般 3,000円／中学生以下 1,500円

《当日》一般 3,500円／中学生以下 2,000円

※未就学児入場不可

※当日券は港北公会堂のみで販売(前売券が完売した場合、当日券なし)

※車椅子専用席をご希望の方は、別途お問合せください。

●前売券販売

9月20日(金)～11月28日(木)

電子チケットびあ【Pコード：276-894 セブンイレブンで購入可】

ローソンチケット【Lコード：32066 ローソン、ミニストップで購入可】

天一書房 網島店、港北公会堂

■お問合せ：港北区役所地域振興課

☎ 045-540-2239

☎ 045-540-2245



■主催：港北芸術祭実行委員会／港北区役所

■後援：スペイン大使館 Embajada de España



■協賛：メディアファイブ株式会社

Media Five Co.

Música de la época de Don Quijote

Medio Registro メディオ・レジストロ



朝岡 聡 (あさおかさとし)

フリーアナウンサー&コンサート・ソムリエ

横浜市生まれ。慶應義塾大学法学部法律学科卒業。1982年テレビ朝日にアナウンサーとして入社。久米宏「ニュースステーション」初代スポーツキャスターとして活躍。「ニュースシャトル」「はなさんデータランド」「ナイトライン」など情報系番組でも司会を務める。その他「ウィンブルドンテニス」「ル・マン24時間レース」「パリ・マラソン」「プロ野球中継」(日本シリーズを含む)などスポーツ実況でも数々の試合を担当。

1995年フリーとなってからはTV・ラジオ・CM出演のほか、クラシックやコンサートの司会、企画構成にもコンサート・ソムリエとして活動のフィールドを広げている。また、リコーダー演奏を大竹尚之、

吉澤実の両氏に師事しコンサートを開催、好評を博している。

ソリストや指揮者と繰り広げるステージ上の会話や興味深い内容を軽妙なトークで展開する独自の世界は、新しい芸術ファンのおすそ野を広げる司会者として注目と信頼を集めている。

著書に、写真とエッセイで綴ったヨーロッパのオペラ旅の魅力満載の本「いくぞ!オペラな街」(小学館)。恋物語としてのオペラを綴った「恋とはどんなものかしら〜歌劇的恋愛のカタチ〜」(東京新聞)。

年間60回にも及ぶ東京都音楽鑑賞教室の司会をはじめ、毎年全国を巡る「音楽宅急便〜クロネコファミリーコンサート〜」、「コバケン(小林研一郎)と仲間たちオーケストラ」公演、東京フィルハーモニー交響楽団のBunkamura「ニューイヤーコンサート」、東京文化会館「オペラBOX」など国内外のオーケストラやアーティストと共演多数。日本を代表するコンサート司会者の一人である。

東京藝術大学客員教授。日本ロッシーニ協会副会長。



Recorder
古橋潤一



Violin
川久保洋子



Viola da gamba
森川麻子



Violoncello
西澤央子



Organ
能登伊津子



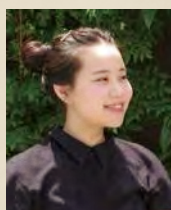
Cembalo & Harp
西山まりえ



Percussion
近藤郁夫

桐朋学園大学音楽学部古楽器科において教鞭をとるリコーダー奏者の古橋潤一、数多くのアンサンブルで、ソリスト、通奏低音奏者を務めるオルガニストの能登伊津子、東京学芸大学で教鞭をとり、近年ではハルモニウム奏者としても活躍するチェリストの西澤央子の3人によって、17世紀イタリア&スペインの音楽を演奏するのを主目的として結成された古楽アンサンブル。ヴァイオリン、パーカッション等、数人のゲストプレーヤーを迎え、定期的に演奏会を開催している。特に近年は17〜18世紀スペインの楽曲の演奏に力を注いでおり、オルガン曲の編曲を集めたCD「スパニッシュ・プログレッシヴ・バロック」(レコード芸術 準特選盤)をリリースすると、レコード芸術誌、CDジャーナル誌、NHK-FM等、多数のメディアで取り上げられ絶賛された。またスペイン大使館でも演奏会を催し、好評を博した。今回の演奏会も一連のシリーズ第5弾である。

また今回は、フリーアナウンサーでもあり、コンサート・ソムリエとしても活躍する朝岡聡氏をゲストに迎え、演奏曲目と同時代の著名な文学作品「ドン・キホーテ」の部分を朗読しながら、内容に沿った音楽を楽しんでいただく。演出は有望な若手演出家のやまみちやえ氏にお願いした。ゲストプレーヤーは、川久保洋子(Vn)森川麻子(Gamb)西山まりえ(Cem)近藤郁夫(Perc)の各氏。いずれも日本古楽器界屈指の演奏家である。



やまみち やえ

脚本・演出

1995年生まれ。高知県出身。東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校を経て、同大学同学部音楽環境創造科卒業。公益財団法人クマ財団クリエイター奨学生・活動支援生。第11回エール財団新人賞(コンテンポラリー・ダンス部門)受賞。

港北公会堂アクセス

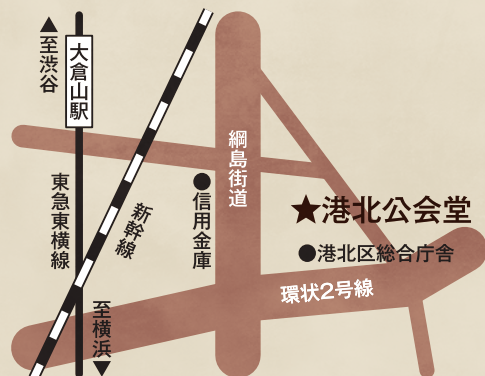
- 東急東横線「大倉山駅」徒歩約7分
- JR横浜線・横浜市営地下鉄「新横浜駅」バス約7分
横浜市営バス・川崎鶴見臨港バス「港北区総合庁舎前」下車 徒歩約1分

■ 主催：港北芸術祭実行委員会 / 港北区役所

■ 後援：スペイン大使館 Embajada de España

■ 協賛：メディアファイブ株式会社

お問合せ：港北区役所地域振興課 ☎045-540-2239 ☎045-540-2245



Media Five Co.

メディアファイブ株式会社は
音楽などの地域に根付く文化活動を支援するIT企業です

- システム受託開発 (S I)
- システムエンジニアリングサービス (SES)
- ITアウトソーシング「オフィスドクター」
- プログラミングスクール「アキバ・テックドリーム・アカデミー」

Q-Board
証券コード：3824



調停手続相談会

予約不要!

不動産

近隣トラブル

借金

交通事故

相続

労働問題



離婚・婚姻費用・養育費等

このようなトラブルでお困りの方に、裁判所の民事調停委員や家事調停委員が無料で手続相談をお受けします。お気軽にお越しください。(秘密は厳守します)

なお、本相談会は税務、法律の相談会ではありませんので、ご注意ください。

また、コロナ等感染症予防のため発熱等体調不良の方は、来場をご遠慮ください。

日時

令和6年11月16日(土)

10:00~15:30
(受付終了15:00)

場所

かながわ労働プラザ

JR京浜東北・根岸線「石川町駅」中華街口(北口) 徒歩3分
JR京浜東北・根岸線「関内駅」南口 徒歩8分
横浜市営地下鉄ブルーライン「伊勢佐木長者町駅」出口2 徒歩12分
横浜市営地下鉄ブルーライン「関内駅」出口1 徒歩12分



申込: 予約不要・当日会場で受付

主催: 公益財団法人 日本調停協会連合会
横浜民事調停協会 横浜家事調停協会
神奈川民事調停協会
保土ヶ谷民事調停協会

後援: 最高裁判所 横浜地方裁判所 横浜家庭裁判所
横浜市民局

問合せ先: 横浜地方裁判所 総務課庶務第二係
横浜家庭裁判所 総務課庶務係

電話 045-664-8778

電話 045-345-3505

実は知らない 救急車のこと…

最近、どこにいても
救急車のサイレン音を
聞かない日はないよね？
そこで…クイズ！！

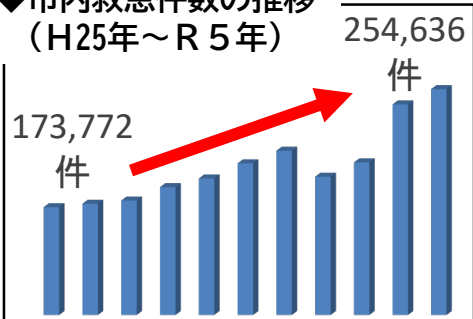


港北消防署キャラクター
花水木ゆい
イラスト制作:K条ミキ
(H29YDA卒業生)

Quiz①

横浜市では、救急車は何分に 1回出場しているのでしょうか

◆市内救急件数の推移
(H25年～R5年)



【マメ情報】

この10年で救急件数が急激に増え
令和5年には平成25年の1.46倍になっています

なんと10年で1.5倍に迫る勢い

【おまけ知識】

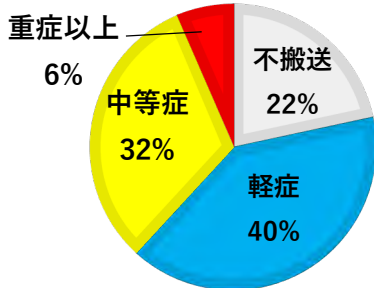
横浜市民の15人に1人が救急車を利用している計算になります



Quiz②

港北区に、救急車は何隊あるのでしょうか

◆救急出場の程度割合
(R5年港北区内)



【マメ情報】

令和5年の港北区内救急出場件数は市内で、
最も多い20,267件あり、そのうちの6割以上
が、軽症や不搬送となっています

【ヒント】

横浜市の救急隊数は85隊 (令和5年度末時点)
1隊あたり1年間に約3,000件出場しています



①正解は… **約2分4秒に1回**

※令和5年中市内救急出場件数より算出

②正解は… **7隊**

※令和6年10月に6隊から1隊の増隊

救急車は命をまもる車です！適正利用にご協力を！

急な病気やケガで救急車を呼ぶか迷ったら

横浜市救急相談センター

電話から

シャープ

7 1 1 9

045-232-7119

年中無休
24時間対応

ダイヤル回線・IP電話からはこちら

救急受診ガイド

パソコン・スマートフォンから

横浜市救急受診ガイド

検索

救急車や受診の必要性を確認できます

<お問合せ>

港北消防署

TEL:045-546-0119



災害に便乗した 悪質商法に注意!



「無料で点検」と突然訪れた事業者に、「保険が使える」と屋根工事を勧められ80万円の契約をした。実際は保険が使えず、解約すると伝えると、違約金40万円を請求された。

(70歳代 女性)

地震や台風などの災害後には、それに便乗した悪質商法が多発します。「このままだと危険だ」と不安をあおり、「保険金を使って自己負担無く住宅修理ができる」などと勧誘されても、実際に保険金が支払われるかは分かりません。周囲に相談し、慌ててすぐに契約しないようにしましょう。

⚠️ トラブル防止のポイント

- ☑️ まずはご自身で保険会社や代理店へ相談を!
- ☑️ 複数社から見積りを取り検討する!
- ☑️ 修理等の依頼時は契約内容をしっかり確認!



港北区の犯罪発生状況

1 刑法犯認知・検挙件数

	認知件数				検挙件数			
	令和6年 (1月～8月末)	令和5年 (1月～8月末)	前年増減		令和6年 (1月～8月末)	令和5年 (1月～8月末)	前年増減	
			件数	率(%)			件数	率(%)
総数	1124	1177	-53	-4.5%	388	513	-125	-24.4%
凶悪犯	13	7	+6	+85.7%	10	9	+1	+11.1%
粗暴犯	68	80	-12	-15.0%	50	60	-10	-16.7%
窃盗犯	791	824	-33	-4.0%	248	353	-105	-29.7%
知能犯	123	139	-16	-11.5%	27	24	+3	+12.5%
風俗犯	28	11	+17	+154.5%	19	15	+4	+26.7%
その他	101	116	-15	-12.9%	34	52	-18	-34.6%

2 窃盗犯認知・検挙件数

	認知件数				検挙件数				
	令和6年 (1月～8月末)	令和5年 (1月～8月末)	前年増減		令和6年 (1月～8月末)	令和5年 (1月～8月末)	前年増減		
			件数	率(%)			件数	率(%)	
侵入盗	空き巣	19	16	+3	+18.8%	34	49	-15	-30.6%
	事務所荒し	0	5	-5	-100.0%	0	0	±0	---
	その他	107	27	+80	+296.3%	25	32	-7	-21.9%
非侵入盗	自動車盗	27	4	+23	+575.0%	3	8	-5	-62.5%
	オートバイ盗	13	17	-4	-23.5%	5	0	+5	---
	自転車盗	228	230	-2	-0.9%	17	17	±0	±0.0%
	車上狙い	17	130	-113	-86.9%	5	92	-87	-94.6%
	ひったくり	1	1	±0	±0.0%	0	1	-1	-100.0%
	置き引き	23	48	-25	-52.1%	12	9	+3	+33.3%
	万引き	151	187	-36	-19.3%	88	95	-7	-7.4%
	その他	205	159	+46	+28.9%	59	25	+34	+136.0%

特殊詐欺発生状況 (令和6年1月～8月末)

港北区内
41件 (前年比 -24件)
約1億1796万円 (前年比 約-878万円)

港北警察署からの連絡

LINEを悪用した詐欺にご注意ください!

既知の被害者や著名人をかたる人物からのメッセージ 画面にまつわるLINEのグループトークへの招待

このような怪しいメッセージを受け取ったら...

- 返信せず
- LINE内で通報

LINEでの通報の方法

- トーク画面上部の「+」ボタンをタップ
- 通報をタップ
- 通報する相手を選択
- 理由を選択して通報をタップ

詐欺かもと感じたら下記にご相談を!

110 警察 119 消防 救急 188 消費者ホットライン

SNS型投資・ロマンス詐欺は、SNSを通じて、関係を深め信用させ、恋愛感情や親近感を抱かせた上で、投資や医療費など様々な名目で金銭を騙し取るものです。

港北区内だけでも8月末までで、被害件数25件、被害金額約3億6千万円の被害があります。

SNSでのお金の話はすぐに警察にご相談ください!!

神奈川県港北警察署
045-546-0110



LINE

(令和6年8月末現在)

地区名	町名	凶悪犯	粗暴犯				窃盗犯													知能犯		その他刑法犯等	総計	前年同期	増減	増減比	特殊詐欺	
			暴行	傷害	恐喝その他	小計	侵入盗				非侵入盗					合計	詐欺	その他知能犯										
							空き巣	事務所荒し	その他	小計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	ひったくり				置き	万引き	その他							小計
日吉地区	箕輪町		1			1				1		14				2		16	17	2		1	20	11	+9	+81.8%	1	
	日吉		3	1		4	1	1	2	1		11				2	9	7	25	31	5	18	54	73	-19	-26.0%		
	日吉本町	3	3	1		4	1	1	2		1	17			1	3	9	29	35	9	6	50	63	-13	-20.6%	4		
	下田町	1			1	5		1	6		1	2						3	10	1	5	16	24	-8	-33.3%			
篠原地区	富士塚							2	2										2	2		4	3	+1	+33.3%	1		
	篠原台町																1	1	1	1		1	2	+1	±0.0%			
	篠原町		6	1		7			1	1	6	1	4			2	1	4	14	22	4	6	32	49	-17	-34.7%	1	
	篠原西町	1							1	1								1	1	2		2	4	2	±0	--		
	篠原東							2	2			1					1	2	4		1	5	6	-1	-16.7%			
網島地区	仲手原											1							4		1	5	6	-1	-16.7%			
	網島台											2					1	2	2	3	1	4	9	-5	-55.6%	1		
	網島西		1	4		5	1	1	2	1	1	41	1	1	3	6	35	74	81	11	1	7	100	97	+3	+3.1%	3	
	網島東			3		3						21	1		2	22	10	51	54	5	6	65	58	+7	+12.1%	1		
城郷地区	網島上町		1			1												1	2	1	3	6	3	+3	+100.0%	1		
	鳥山町	2			1	1		3	3	1		1	1			1	6	8	12	2	3	17	33	-16	-48.5%			
	岸根町						1	5	6	1		1			1	2	3	9	2			11	23	-12	-52.2%			
大曾根地区	小机町		4	1		5		2	2	3		7	4		2	6	10	28	35	6	2	43	48	-5	-10.4%	1		
	大曾根			2		2					1	2	1			8	2	14	16		3	19	15	+4	+26.7%			
	大曾根台						1		1		1	1						2	3			3	6	-1	--			
樽町地区	樽町								1	1	14	1			12	11	34	34	6	2	42	50	-8	-16.0%	1			
新吉田・あすなろ地区	新吉田町					1			1	1	1					9	11	12	1	1	1	14	19	-5	-26.3%			
	新吉田東			2		2		4	4	1	1	5			10	5	18	24	13	2	39	56	-17	-30.4%	7			
新羽地区	新羽町		1	1		2		1	1	2	1	9	1		3	14	11	33	36	5		41	31	+10	+32.3%	2		
	北新横浜											3				7	5	14	14			14	11	+3	+27.3%			
	新横浜	2	11	7	2	20	1	61	62	3		10	2		4	11	25	47	129	12	10	151	105	+46	+43.8%			
菊名地区	菊名			1		1		4	4	2	2	14	2		8	14	40	45	6	1	52	58	-6	-10.3%				
	大豆戸町	1	1			1	3	5	8	1		5			4	12	22	31	16	1	8	56	114	-58	-50.9%	4		
	錦が丘					1			1			3				1	4	5		1	6	8	-2	-25.0%				
	篠原北		1	1		2	1	3	4			1			4	4	10	1			11	14	-3	-21.4%				
師岡地区	師岡町	1	1	1		2		3	3	1	1	17	1		2	19	4	41	46	2	7	55	64	-9	-14.1%	1		
	高田町	1											1					1	1	1	1	3	2	+1	--			
	高田東			1		1	2		2			3			1	2	4	7	2	1	10	24	-14	-58.3%	1			
大倉山地区	高田西		1			1					1	2				1	1	4	5	2	1	8	21	-13	-61.9%	1		
	大倉山	1		1	1	2		6	6	1		15	1		1	6	12	32	40	1	5	46	71	-25	-35.2%	1		
	町名不明				0				0									0	0			0	0	±0	--			
港北区全体		13	35	28	5	68	19	0	107	126	27	13	228	17	1	23	151	205	583	777	121	2	101	1001	1177	-193	-16.4%	32
前年同期		7	45	31	4	80	16	5	27	48	4	17	230	130	1	48	187	159	776	911	135	4	127	1177			65	
増減		+6	-10	-3	+1	-12	+3	-5	+80	+78	+23	-4	-2	-113	±0	-25	-36	+46	-193	-134	-14	-2	-26	-176			-33	

※ 赤色の数字は令和5年の同期より増加している犯罪を表しています。
 ※ 数字は全て手集計による暫定値です。

注意

水道局関係者を装った

不審な訪問や電話、メールに

ご注意ください



水道局では、次のようなことはしていません

依頼していない
水質検査や配管などの調査

浄水器などの
訪問販売、レンタル、あっせん

家の中の水道管の修理や
調査、高額な作業代金の請求

Eメールでの
料金未払いのお知らせ

不審な点があれば

水道局お客さまサービスセンター 045-847-6262

おかけ間違いのないようご注意ください



横浜市水道局



『横浜市水道局 不審者』で検索

横浜市水道局からのお知らせ

水道に関することで訪問があった場合は、必ず身分証の提示を求めてください



水道局の職員や委託事業者などの水道局関係者を装い、水道局から指示や依頼を受けていると言って、ご自宅へ訪問する不審者や、不審な電話、不審なメールが送られてきたという情報が多数寄せられています。

不審な電話の後、水質検査をすると訪問があり、検査後に「水質が良くない」と言われ、水道管の洗浄を勧められたため洗浄をしてもらったところ、高額な請求をされた事例も発生しています。

何か不審な点がある場合には、家の中に入れたり、すぐに契約や金銭の支払い等はせず、水道局お客さまサービスセンターへご連絡ください。不審なメールが届いた場合には、メールを開かずに削除してください。

水道に関する問合せは、
24時間365日いつでも

水道局お客さま
サービスセンターへ

水道料金のお支払いには口座振替・
クレジットカード払いをご利用ください

はちよんなな

tel 045-847-6262

fax 045-848-4281

おかけ間違いのないようご注意ください



港北区の交通事故発生状況



	発生件数	死者数	負傷者数	子供（人数）	高齢者（人数）
令和6年	371	0	425	36	101
令和5年	420	0	495	33	118
増減	-49	±0	-70	+3	-17
増減率	-11.7%	0%	-14.1%	9.1%	-14.4%

令和6年8月末現在（暫定値）

8月の事故の特徴（港北区内）

港北管内では追突事故が多く発生しています！

8月中は、昨年と比べ**マイナス18件**と減っておりますが、追突事故が多く発生しています。

追突事故の原因として多いの**前方不注意**と**動静不注意**です。

「**脇見運転**」や「**ながら運転**」をせず、他車の動きを予測、確認して**安全運転**を心掛けましょう。

ワンポイントアドバイス！

- 車間距離を空ける
- 早めにブレーキを踏む
- 運転に集中する



港北警察署からのお知らせ



☆秋の全国交通安全運動☆

9月21日（土）から9月30日（月）までの10日間、秋の全国交通安全運動が実施されます。

スローガン

～**挙げる手を やさしく見守る 横断歩道**～

重点

- 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用推進と飲酒運転等の絶無
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用 交通ルール遵守の徹底
- 二輪車の交通事故防止

交通ルールを遵守し、安全運転にご協力をお願いします。



事故発生分析（8月末）

発生時間 ワースト3

16時～18時	56件
08時～10時	53件
10時～12時	50件

朝・夕の通勤時間や登下校等の人の流動が激しい時間帯に事故が多くなっています！

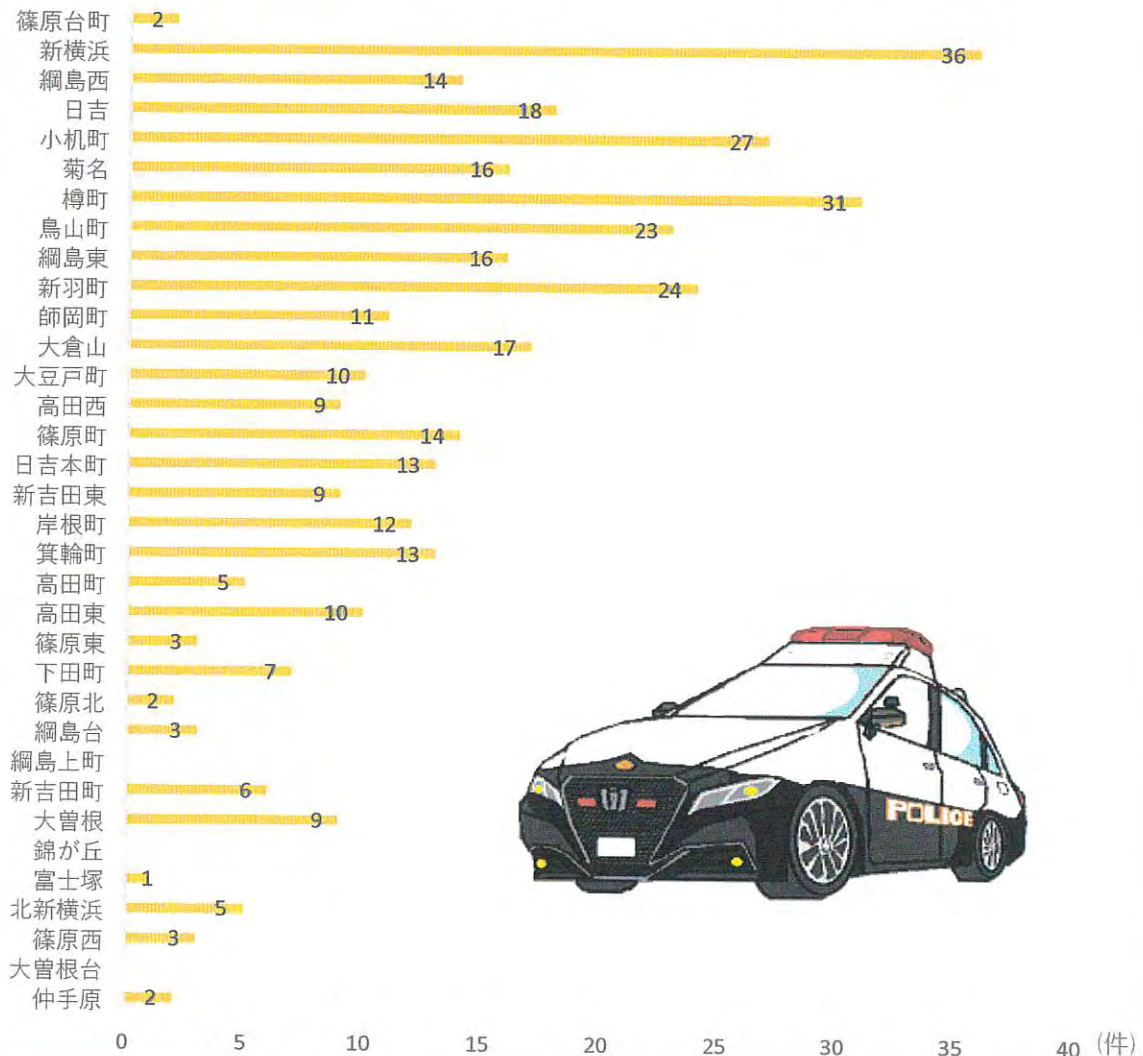
発生曜日 ワースト3

土曜日	62件
火曜日	61件
水曜日	59件

週の真ん中は疲れが溜まりやすいので、十分な休息を取りましょう

町名別 事故発生状況

※8月末 暫定値



港北区内の火災・救急状況について

港北区区連会議資料
令和6年9月20日
港北消防署

火災情報

令和6年9月16日(月)現在

港 北 区 内				
火 災 発 生 状 況				
年 別	令和6年	令和5年	増△減	
件 数	51	55	△ 4	
火災種別	建 物	40	26	14
	林 野	0	0	0
	車 両	4	7	△ 3
	船 舶	0	0	0
	航 空 機	0	0	0
	そ の 他	7	22	△ 15
損 害	焼 損 床 面 積	59	381	△ 322
	死 者	3	2	1
	焼 死 等	3	2	1
	放 火 自 殺	0	0	0
	負 傷 者	8	7	1

横 浜 市 内				
火 災 発 生 状 況				
年 別	令和6年	令和5年	増△減	
件 数	459	528	△ 69	
火災種別	建 物	319	301	18
	林 野	0	0	0
	車 両	45	66	△ 21
	船 舶	0	0	0
	航 空 機	0	0	0
	そ の 他	95	161	△ 66
損 害	焼 損 床 面 積	4,526	5,463	△ 937
	死 者	19	10	9
	焼 死 等	18	10	8
	放 火 自 殺	1	0	1
	負 傷 者	80	88	△ 8

主 な 出 火 原 因				
	年別	令和6年	令和5年	増△減
1	たばこ	10	9	1
2	こんろ	6	6	0
3	ストーブ	5	0	5
4	電気機器	4	5	△ 1
5	放火(疑い含む)	4	12	△ 8

主 な 出 火 原 因				
	年別	令和6年	令和5年	増△減
1	たばこ	77	85	△ 8
2	放火(疑い含む)	66	91	△ 25
3	こんろ	57	56	1
4	電気機器	48	52	△ 4
5	配線器具	17	31	△ 14

港北区連合町内会別火災発生状況		
合 計	51	
日吉地区連合町内会	10	
綱島地区連合自治会	10	
大曽根自治連合会	1	
樽町連合町内会	2	
菊名地区連合町内会	10	
師岡地区連合町内会	2	
大倉山地区連合町会	2	
篠原地区連合自治会	2	
城郷地区連合町内会	3	
新羽町連合町内会	3	
新吉田連合町内会	2	
新吉田あすなろ連合町内会	0	
高田町連合町内会	4	
その他	0	

行政区別火災発生状況			
年 別	令和6年	令和5年	増△減
合 計	459	528	△ 69
鶴見	32	43	△ 11
神奈川	33	33	0
西	24	30	△ 6
中	63	57	6
南	29	33	△ 4
港南	17	18	△ 1
保土ヶ谷	15	22	△ 7
旭	26	34	△ 8
磯子	13	15	△ 2
金沢	30	25	5
港北	51	55	△ 4
緑	14	21	△ 7
青葉	21	29	△ 8
都筑	11	21	△ 10
戸塚	31	41	△ 10
栄	17	14	3
泉	20	15	5
瀬谷	12	22	△ 10

消防団分団担当地区別火災発生状況		
合 計	51	
第一分団	8	
第二分団	2	
第三分団	9	
第四分団	13	
第五分団	10	
第六分団	6	
第七分団	3	

※本年数値は速報値であり、確定値ではありません。



救急情報

令和6年9月16日(月)現在

港北区内救急状況			
年 別	令和6年	令和5年	増△減
件 数	14,480	14,355	125
急 病	10,371	10,295	76
一般負傷	2,540	2,449	91
交通事故	469	460	9
その他	1,100	1,151	△ 51

横浜市内救急状況			
年 別	令和6年	令和5年	増△減
件 数	182,326	179,436	2,890
急 病	129,353	128,585	768
一般負傷	32,891	31,210	1,681
交通事故	6,301	6,243	58
その他	13,781	13,398	383

行政区別救急状況			
年 別	令和6年	令和5年	増△減
鶴見	13,450	13,586	△ 136
神奈川	11,307	11,087	220
西	7,672	7,517	155
中	13,110	13,202	△ 92
南	11,091	11,106	△ 15
港南	11,085	10,831	254
保土ヶ谷	9,724	9,689	35
旭	12,082	11,686	396
磯子	8,325	8,332	△ 7
金沢	9,778	9,616	162
港北	14,480	14,355	125
緑	8,418	8,084	334
青葉	11,181	10,545	636
都筑	7,852	7,795	57
戸塚	13,277	13,140	137
栄	5,753	5,630	123
泉	7,451	7,021	430
瀬谷	6,256	6,179	77
市外	33	35	△ 2

※本年数値は速報値であり、確定値ではありません。

★ 令和6年10月1日(火)から、市内87隊目(区内7隊目)となる救急隊が綱島消防出張所にて運用を開始します。



救える命を救いたい!
考えてみましょう…救急車の利用



2024年度全国統一防火標語

火を消して 不安を消して つなぐ未来